

Tax Services

# インドネシア 税務ポケットブック

2021年





### おことわり

この税務ポケットブックに含まれる情報は、2020年12月31日現在のインドネシア税法及び実務に基づき記載されたものです。本資料は、インドネシア税務の一般的な内容を紹介する目的で作成されたものです。日本語版はPwC インドネシア・ジャパンビジネススクスクが作成したものであり、日本語訳文は英語版を基にした翻訳で、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

本資料に含まれる情報は、PwC のパートナー及びスタッフ並びに選ばれた顧客による使用のみを目的に作成されています。この情報の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確性を保証するものではありません。また、記載内容や意見、または誤謬や省略について、当事務所は一切の責任を負いません。

実務において、個別の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、税務及びその他専門家の助言をお求めになられることをお薦め致します。

# 目 次

<b>法人税</b>	
税率、居住法人、納稅方法、事業利益、特定オフショア所得に対する課税、被支配外国法人、有形固定資産の減価償却 .....	1-2
無形資産の償却、タックス・アムネスティ、資産移転、固定資産の再評価、損金不算入の支出、負債資本比率、欠損金、利益の分配 .....	3-4
みなし利益、特定の事業活動 .....	5
移転価格税制、E コマースにかかる所得税及び電子商取引税.....	6-7
<b>個人所得税</b>	
通常税率、優遇税率、所得控除.....	8
税務上の居住者、税務登録と確定申告、納稅方法、現物支給、社会保障制度 .....	9-10
国民住宅基金プログラム、失業保険 .....	11
<b>源泉徴収税</b>	
所得税法第 21 条、22 条、4 条 2 項、23 条及び 26 条 .....	12-15
<b>国際税務協定</b>	
二重課税防止協定、恒久的施設(PE)のタイムテスト、税務情報交換協定、租税に関する相互行政支援、多国間条約、米国 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法) .....	16-20
<b>付加価値税(VAT)</b>	
概要、E コマースにかかる VAT、VAT の免除優遇措置、VAT の不徴収措置 .....	21-25
<b>高級品売上税</b>	
課税対象品 .....	26
<b>関税及び物品税</b>	
輸入税、輸出税、物品税.....	27-29
<b>税務優遇措置</b>	
所得税優遇措置、奢侈品販売税優遇措置、特別プロジェクト及び特区に係る優遇措置、保税蔵置エリア、保税地区、工業地区、BKPM マスターリスト優遇措置、KITE 税免除制度等 ...	30-34
<b>土地・建物(不動産)</b>	
土地・建物の権利に係る譲渡税、土地・建物の権利に係る取得税.....	35-36
印紙税 .....	37
<b>納稅及び納稅申告</b>	
月次申告義務と年次申告義務、早期税金還付 .....	38-39
会計帳簿 .....	40
税務調査及び税務査定書 .....	41-43
差押令状及び税金徴収 .....	44
<b>税務紛争及びその解決</b>	
異議申立、控訴、その他の方法、最高裁判所への司法審査 .....	45-46
連絡先 .....	47-50

# 法 人 稅

## 税率

一般的に、2021会計年度は一律の税率22%が適用され、2022会計年度移行は20%に軽減される。最低要件の40%の株式公開をしており、その他の条件を満たす上場企業は、標準税率からさらに3%が軽減され、2021会計年度は実効税率が19%となり、2022会計年度以降は実効税率が17%となる(31ページを参照)。小規模企業、即ち、年間売上が500億ルピア以下の法人納税者は、48億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の50%の割引が与えられる。売上総額が48億ルピア未満の特定の企業には、売上総額に対して0.5%の最終課税/源泉分離課税(Final tax)が課せられる。

## 居住法人

インドネシアで設立されたか、インドネシアに住所をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設(Permanent Establishment、PE)を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

## 納税方法

税務上の居住者と外国法人のPEは、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアにPEを持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした所得に関して、当該所得を支払うインドネシア側が所得から源泉する方法を通じて税金債務を払う義務がある。

税務上の居住者とインドネシアPEは、最初に、当期の法人税債務の前払として月次分割納税(第25条所得税)を行わなければならない。月次分割納税の金額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。ただし、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行、国営・公営公社、上場会社及び定期報告が要求されるその他の納税者には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金(第23条所得税)または、特定の取引の前に支払われる法人税(例えば、輸入に係わる第22条所得税)も、収益を享受する側もしくは輸入業者の当期の法人税債務の前払となる(第23条所得税が課せられる収益項目は14ページを参照、また第22条所得税が課せられる取引は12ページを参照)。

課税年度中に前払した税金(第22条、第23条と第25条所得税)と海外で支払った税金(第24条所得税)の合計額が、その法人税債務総額よりも少ない場合、会社は法人税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第29条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシアPEによって得られた特定の収益の中には、最終分離課税(ファイナル・タックス)の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金(第4条2項所得税)は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる(第4条2項により最終課税/源泉分離課税の対象となる収益項目は14ページを参照)。

インドネシアにPEを持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体が当該外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の所得から源泉徴収される税金(第26条所得税)は、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる(第26条所得税が課税される収益項目は15ページを参照)。

## 事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる(一時的差異、Timing Difference という)ことがある。

## 特定オフショア所得に対する課税

インドネシアの税務上の居住者は、一般的に全世界所得が課税対象となる。しかし、下記のオフショア所得は、インドネシア国内において特定期間にわたり再投資される若しくは事業活動に供される場合、所得税を免除される場合がある：

- 海外の PE からインドネシア納税者が受け取る所得
- 海外企業から支払われる配当金、及び
- 海外からインドネシア納税者が受け取る継続事業から生じる所得(海外の PE 又は海外子会社から受け取る所得ではない)

上記の最初の 2 つの場合、最低再投資額は税引後利益の 30%である。PE からの税引後利益及び非上場子会社からの配当金がインドネシア国内に再投資され、その金額が税引後利益の 30%に満たない場合、当該最低再投資の基準額と再投資された金額との差異は所得税の課税対象となる。

## 被支配外国法人

被支配外国法人( Controlled Foreign Companies、CFC )の一定の所得は、インドネシアにおけるみなし配当課税の対象となる。この所得には、一定の制限のもとで、配当、利子、賃貸料、使用料及び資産の譲渡損益が含まれる。CFC とは、インドネシア納税者が単独もしくは集団で少なくとも 50%を所有する外国事業体を指す。CFC 所得の範囲は、他の単一の CFC により最低でも 50%が所有されている CFC 、または単一のインドネシア納税者が所有する複数の CFC により集団で所有されている CFC 、あるいは(同一または異なるインドネシア納税者の傘下にある)複数の CFC により集団で所有されている CFC の間接所有を通じた所得も対象となる。

CFC ステータスを確定するための所有基準は、インドネシア納税者の会計年度末時点の所有比率であり、払込資本金の比率または議決権付払込資本金の比率にもとづく。この規則が適用されない唯一の状況は、CFC の株式が証券取引所に上場されている場合である。

## 資本的支出控除

### 有形固定資産の減価償却

耐用年数が 1 年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法(定率法)あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から減価償却する。

有形固定資産の分類	耐用年数	償却率	
		定額法	定率法
<b>I. 非建物類</b>			
第 1 分類	4 年	25%	50%
第 2 分類	8 年	12.5%	25%
第 3 分類	16 年	6.25%	12.5%
第 4 分類	20 年	5%	10%
<b>II. 建物類</b>			
常設建物	20 年	5%	—
非常設建物	10 年	10%	—

各分類に属する資産に関する包括的なリストは財務大臣令によって公布されている。特定の産業(石油・ガス、林業、プランテーション、畜産業)で使用される資産には特別のルールが適用される。

### 無形資産の償却

耐用年数が 1 年を超える無形資産および費用(建物使用権、商業使用権、使用権や「のれん」(Good will)を含む)には次の償却方法が適用される。

- a. 耐用年数に応じて、上記の「有形固定資産の減価償却」の分類 1、2、3、4 に示された率の定額法または定率法で償却する。
  - ・一般的な無形資産;
  - ・創業費及び増資に係わる費用;
  - ・耐用年数が 1 年以上のもので商業活動開始前に発生する費用適切なカテゴリーへの分類は最も近い耐用年数に基づき決定される。
- b. 石油及び天然ガスのコンセッション、採鉱権、森林のコンセッションおよびその他の天然資源開発権の取得費用(耐用年数が 1 年を超えるもの)は生産高比例法( Production-unit method )で償却する。石油及び天然ガスのコンセッションを除いて、償却は年間 20%を超えてはならない。

### タックス・アムネスティ・プログラムから生じる資産

インドネシアでは、2016 年 7 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの期間において、タックス・アムネスティ・プログラムが施行され、当該プログラム下で新たに申告されたすべての資産は税務上、減価償却または償却することはできない。当該資産の取得原価は、タックス・アムネスティ資産申告書にて申告された金額に基づく。

### 資産移転

会社の資産(土地と建物を除く)の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ(即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ)税務上の損金となる。

### 固定資産の再評価

国税総局(DGT)の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人と恒久的施設(PE)は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

また、5 年に 1 回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産(ただし、土地と建物は再評価からはずすこともできる)を含めなければならない。国税総局(DGT)に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること(納税者に未納付の税債務がないこと)が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づいてなされなければならない。市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、国税総局(DGT)の調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合は国税総局(DGT)によって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価(承認価格)に基づき、新規に資産が取得されたと同様に完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税(Final income tax)の対象とされる。財政難に直面している納税者は、国税総局(DGT)の特別承認に基づいて、この税金を 12 ヶ月に渡って分割納付することが認められる。

第 1 分類と第 2 分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第 3 分類と第 4 分類に入る資産はその再評価日から少なくとも 10 年

間は保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて 10%の源泉分離課税が追加課税される。

ただし、以下には適用しない、

- a. 政府の決定や方針もしくは裁判所の判決に基づくフォース・メジャーによる資産の移転
- b. 中立の事業合併、統合、事業分割の中での移転
- c. 修復不可能な損害のため会社の固定資産の撤去

### **損金不算入の支出**

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給(Benefits In Kind, BIK。例えば、会社の借上げ社宅、会社から提供される乗用車の取得・維持費(50%までなど)。ただし、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費(50%まで)は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 事業と関連のない贈答品や補助、ただし特定の宗教上の施しや寄付)を除く
- d. 各種準備金/引当金。ただし、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会(LPS)の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- e. 所得税支払額
- f. 税務追徴金/罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas)の出資者に対する給与や報酬

### **負債資本比率**

一般的に、4:1 の単一比率が適用される。これは、資金調達コストが完全に損金算入されるためには、許容される負債金額は資本金額の 4 倍に制限されることを意味する。ただし、特定の納税者には例外が適用される。

### **欠損金**

欠損金は、最高 5 年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高 10 年間迄延長される。欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

### **利益の分配**

配当に対しては以下の源泉税が課される。

- a. 配当の受領者が「居住者」の場合  
インドネシア法人から受領する配当は、次のいずれかの条件を満たす場合には課税が免除される。
  - 居住者個人納税者が配当をインドネシア国内において特定期間にわたり再投資すること、及び/又は
  - 居住者法人納税者が配当を受領すること

上記の条件を満たさない個人の税務居住者の場合、受取配当は課税対象所得となり、最大で10%の最終課税/源泉分離課税の対象となる。

b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

非居住者によって支払われた配当は 20%(租税条約国は軽減税率あり)の税率で、最終課税/源泉分離課税となる。

### みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上に対する)	実効税率
海運国内企業	4%	1.20%*1
航空国内企業	6%	1.80%*1
国際船舶および航空外国企業	6%	2.64%*1
石油・ガス採掘サービス外国企業	15%	3.75%*2
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの 輸出価額の 1%	0.25%*2

\*1 財務省がみなし利益を規定する税務通達を改訂していないため実行税率は30%の旧税率を使って計算される。

\*2 実行税率は、支店のみなし配当税率(BPT)を除き、現行税率の25%を使って計算される。BPTは各国との租税条約に基づく減率されたレートに従う。

### 特定の事業活動

インドネシアでは、特定の契約ベースでの租税優遇措置を利用することができる。これには、生産分与契約(PSC)、作業契約(CoW)及び鉱業営業許可証(Izin Usaha Pertambangan、IUP)が含まれる。石油・ガスセクターの川上産業に従事する会社は、基本的にその生産分担契約(PSC)に従って法人税を計算しなければならない。PSCは、法人税が実質的にコストリカバリー(原価回収)原則に基づく「conventional」(コンベンショナル)、もしくは一般的な法人税規則に基づく「gross split」(グロス・スプリット)の形態を探ることができる。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、法人税計算においてそのCoWの規定が適用される。法人税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に關係し、これらの会社には異なる規定が適用される。CoWアレンジメントは2009年の鉱業法が施行された以降の新規採掘プロジェクトにはもはや適用されず、直近の採掘プロジェクトは一般的にIUP下の優遇措置の規定に従う。鉱業法は、通常の税法/税務規則がこれらの採掘プロジェクトに適用されると規定している。しかし、非石炭採掘のIUPについては、個別の税務規則が存在する。

## 移転価格税制

所得税法は「関連者(Related Parties)」を、以下のように定義している。

- a. 納税者が他の納税者の株式を直接的又は間接的に 25%以上を保有している場合、複数の納税者の株式の 25%以上保有を通じた納税者間の関係、又は後述する複数の納税者間の関係
- b. 納税者が他の納税者を支配しており、直接的又は間接的を問わず、複数の納税者が同一支配下にある場合
- c. 上下もしくは横の関係で一親等の血縁関係又は姻戚関係の家族関係がある場合

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」(Arm's length principles)に基づいて、終始一貫して取り扱わなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局(DGT)は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間原則」を適用して再計算する権限が与えられている。

また、国税総則法(Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan、KUP)に基づき、政府は、関係会社間取引が独立企業間原則でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書(Transfer Pricing Documentation、TPD)を要求している。

財務大臣は、移転価格文書化に関する新規則を 2016 年 12 月 30 日付けで交付した。当該規則では、特定条件に合致する納税者に対し、移転価格文書、すなわちマスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書(Country-by-Country Report、CbCR)の作成を義務付けることが規定されている。マスターファイル及びローカルファイルは、国税総局(DGT)からの要請に従い提出できる状態にしておかなければならず、当該課税年度の法人税申告書(CITR)には当該ファイルのサマリー(要約)を添付しなければならない。CbCR に係る Notification 及び(要請された場合には)CbCR は、課税年度末から 12 ヶ月以内に税務署に提出しなければならない。

詳細な移転価格の開示が法人税申告書において要求されている。

この開示には以下のものが含まれる。

- a. 関連会社取引の内容と金額
- b. それらの取引に適用された移転価格決定方法とその方法を選択した理論的説明
- c. 会社が移転価格文書を準備しているかどうか

税務当局は移転価格調査を実施するに当たっての特別のテクニカル・ガイドラインを発行している。

移転価格紛争は、国内での異議申立や税務裁判を通じて、もしくはその紛争がインドネシアが租税条約協定を締結している国々にある関連会社との取引を含んでいる場合に、当事者は、関連する租税条約での相互協議(Mutual Agreement Procedures、MAP)条項に基づいて二重課税回避の要求をすることができる。納税者は相互協議を申請し、それと同時に国内救済手続を継続できる。税務裁判所がその判決を言い渡した場合、既存の相互協議は停止されるという制限がある。

税法では、関連会社間の取引における独立企業間原則の将来への適用について、国税総局(DGT)が納税者や他国の税務当局と事前確認(Advance Pricing Agreement、APA)を締結することが認められている。APA の結論はオープン年度にロールバックされる可能性があるが、それには一定の制限がある。全てのケースにおいて、APA 適用期間は最長で 5 年間である。

## E コマースにかかる所得税及び電子商取引税

インドネシア国内に重要な経済的影響を及ぼす外国 E コマース事業者は、インドネシア国内において恒久的施設(PE)を有するものとみなされる。適用可能な租税条約の既存規定にて PE が存在するとみなされない場合、対象となる E コマース事業者は電子商取引税(ETT)の課税対象となる。ETT は、直接的な売上又はマーケットプレイスを通じた売上に対して課税される。

インドネシア国内において重要な経済的影響を及ぼす PE は、下記のいずれかの要因により決定される：

- a. グループ事業の連結売上総額
- b. インドネシア市場からの売上
- c. アクティビユーザーの数

具体的な基準値は、財務大臣が規定する。

税率、課税標準、計算方法の詳細は、政府規則(GR)により規定され、納付及び申告方法は今後の実施細則により規定される。

# 個 人 所 得 稅

## 通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り。

課税所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	5	2,500,000
50,000,000 超、250,000,000 迄	15	30,000,000
250,000,000 超、500,000,000 迄	25	62,500,000
500,000,000 超	30	超過額の 30%

## 優遇税率

2年以内に支払われる退職金に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	-	0
50,000,000 超、100,000,000 迄	5	2,500,000
100,000,000 超、500,000,000 迄	15	60,000,000
500,000,000 超	25	超過額の 25%

政府認定の年金基金や社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)からの老齢保障貯蓄の一時払い形式での所得(2年以内に支払われた場合)に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	-	-
50,000,000 超	5	超過額の 5%

3年目以降の支払には、通常税率(上記)が適用される。

## 所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額(Penghasilan Tidak Kena Pajak、PTKP)は、次の通り。

	年額 (ルピア)
納税者本人の基礎控除	54,000,000
配偶者控除	4,500,000
扶養控除(最高 3 人まで)	4,500,000
業務関連控除(総所得の 5%、最高 500,000 ルピア/月)	6,000,000
老齢年金貯蓄のために従業員が社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)に拠出する金額(総所得の 2%)	全額
適格年金基金への積立金額 (総所得の 5%、最高で 200,000 ルピア/月)	2,400,000

## **税務上の居住者**

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- a. インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- b. 12ヶ月以内に 183 日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- c. 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記:租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。

インドネシアの税務上の居住者は一般的に全世界所得に対して課税される。しかし、外国人については、特定の要件を満たした場合、期限付きで、インドネシア源泉所得のみに対して課税される。さらに、インドネシア国内で課税対象とはならない、特定の国外所得がある(2 ページの特定オフショア所得に対する課税を参照)。

連続した 12 ヶ月間において 183 日未満の期間においてインドネシア国内に滞在するインドネシア国民は、恒久的住居や重要な利害関係の中心、習慣的住居を有する若しくは課税対象のステータスを有する、又はインドネシア国外でその他の基準を有する等、特定の要件を満たす場合において、非居住者としてみなされる場合がある。

非居住者のインドネシア源泉所得に対しては、20%の源泉税(第 26 条所得税、租税条約で軽減税率あり)が課される(17-18 ページ参照)。

## **税務登録と確定申告**

上述の所得控除金額(PTKP)を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局(DGT)に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告(1770 様式)を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。CFC におけるインドネシア株主は、CFC 所得に関して配当を受け取ったとみなされる(CFC の詳細は、2 ページを参照)。

家族は、家族の代表者の名前(通常は夫)で登録された一つの税務番号(Nomor Pokok Wajib Pajak、NPWP)を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならず、それらの各々の所得に第 21 条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

## **納税方法**

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第 21 条/26 条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率(8 ページ参照)にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総額の 20%を源泉徴収される。(租税条約の適用がある場合は減率される)

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り。

- a. 政府公認の年金基金から支払われた年金
- b. 退職金
- c. 社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)からの老齢年金貯蓄の支払い
- d. サービスフィー
- e. 賞金・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金(第 21 条所得税)は、通常税率に基づいて決定される。

また、非就業の個人と特定の専門家、例えば、弁護士、ノータリス(公証人)、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような特定の職業専門家へのサービス料に掛かる源泉税は、その総所得の 50%をベースに通常税率で源泉税を計算することが要求されている。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は 20%の源泉分離課税、その他の場合は 15%の第 23 条源泉税の課税対象となる。

### 現物支給

会社から与えられる現物支給(Benefits-in-Kind、BIK)、例えば乗用車、住居、子女教育費用、帰国情休暇、会社負担の個人所得税額などは、個人の課税対象所得とはならない。同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、遠隔地での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる:

- 最終課税/源泉分離課税の対象となっている会社
- みなし課税所得が適用される会社(航空会社及び船会社を含む)

他の納税者についても、現物支給の課税の適否について個別の課税処理が適用される場合がある。

### 社会保障制度

雇用主は、その従業員が社会保障制度に加入することを保証する責任がある。従業員の負担部分は会社が給与から天引き控除して徴収し、会社負担部分と一緒に支払われなければならない。

2014 年 1 月から、インドネシア全国民を加入対象とする総合社会保障制度が実施されている。社会保障制度は以下のように運営されている。

- 健康保険担当の社会保障庁(BPJS - Kesehatan)が、医療保険を運営し、
- 労働者社会保障担当の社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)が、事故保険、老齢貯蓄、死亡保険と年金を運営する。

現行の保険料率は次の通り、

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	会社負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 - 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	2%
医療保険*	4%	1%
年金**	2%	1%

\*) 最高額の計算基準は、12,000,000 ルピア/月

\*\*) 最高額の計算基準は、BPJS 規則に基づき毎年更新

新社会保障制度に強制加入すべき要求は、6 ヶ月以上インドネシアで勤務している外国人従業員を含む、全ての従業員に適用される。

## **国民住宅基金プログラム**

国民住宅基金(Tapera)プログラムは、適切かつ安価な住宅取得ニーズに応えることを目的とした、長期的で、持続可能かつ低コストの融資を加入者に提供する仕組みである。Tapera プログラムの導入は、相互扶助の原則に基づき、全ての階層の労働者を対象とすることを意図している。

拠出は従業員給与の合計 3%をもとに積み立てられ、その負担の内訳は雇用者が 0.5%、従業員が 2.5%である。フリーランサーの場合はその個人が所得から 3%を拠出する。

政府は、民間セクターを対象に、2027 年 5 月 19 日までにその労働者を当該プログラムに加入させるよう取り組んでいる。

## **失業保険**

政府は雇用の中止により影響を受ける労働者のさらなる保護を目的として、失業保険を導入した。実際の運用は、今後の実施細則の規定に準拠する。

当該保険プログラムは BPJS によって運用されることになると思われるが、政府は失業者に対し現金給付や労働市場に関する情報へのアクセス、職業訓練を支援する。

# 源 泉 徴 収 稅

インドネシアの所得税の徵稅方法としては、主に源泉徵收が採用されている。特定の所得項目に源泉稅が課される場合、一般に、支払側に稅金を源泉徵收もしくは徵收する責任がある。各種の源泉徵收税は、通常、以下のように所得税法(PPh)の関連条文番号を使って呼ばれている。

## 1. 第 21 条( PPh 21): 給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税(従業員所得稅)を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い(例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い)に対しても同様な源泉稅が適用される(8 ページの関連する税率を参照)。

稅務登録番号を未取得の個人個人納稅者には、通常の源泉稅に加えて 20%の課徵金が課される。

## 2. 第 22 条( PPh 22): 輸入等

第 22 条の所得稅は、一般的に以下の項目に適用される。

事項	税率 %	課稅基準	注記
1 以下の物品の輸入:		輸入価額 = CIF 価格	
(a) 特定の消費財の輸入	10.0	プラス輸入税の合計	
(b) (a)以外の消費財の輸入	7.5	金額	
(c) 自社で輸入ライセンス( API / Angka Pengenal Impor )を持つ場合における (a)と(b)以外の物品の輸入			
(i) 大豆、小麦及び小麦粉の輸入	0.5		
(ii) (i)以外の物品の輸入	2.5		
(d) API を持たない場合における(a)と(b)以外の物品の輸入	7.5		
2 落札輸入物品	7.5	入札価格	
3 国庫と予算使用者の委任状(KPA)から支払いがなされる政府による物品の購入	1.5	販売価格	1
4 国営企業及びその一部の子会社( Badan Usaha Milik Negara、BUMN )及びその一部の子会社による物品の購入	1.5	販売価格	1,3
5 Pertamina およびその子会社からの給油所による石油燃料の購入	0.25	販売価格	2
6 Pertamina およびその子会社以外の当事者からの給油所による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
7 給油所以外の当事者による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
8 ガス燃料の購入	0.3	販売価格	2
9 潤滑油の購入	0.3	販売価格	
10 現地の販売業者からのセメントの購入	0.25	販売価格	
11 現地の販売業者からの紙製品の購入	0.1	販売価格	
12 現地の販売業者からの鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格	
13 現地の販売業者からの自動車製品の購入	0.45	販売価格	
14 現地の販売業者からの薬製品の購入	0.3	販売価格	

15 総代理店、代理店や一般輸入業者からのモーターバイクの購入	0.45	販売価格	4
16 製造業者又は輸出業者による林野業、植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入	0.25	販売価格	1
17 インドネシア政府と鉱業協力協定( Mining Cooperation Agreement )または作業契約( Contract of Work )を締結していない輸出業者による石炭、金属及び非金属鉱物の輸出	1.5	輸出価格	
18 鉱業ライセンス( Izin Usaha Pertambangan 、IUP )を保有する企業または個人からの石炭、金属及び非金属鉱物の購入	1.5	販売価格	1
19 金の延べ棒の購入	0.45	販売価格	5
20 超高級品の購入	5.0	販売価格	

### 3. 第 22 条( PPh 22): 輸入等( 続き ) 注記

1. 上記 3、4、16 及び 18 に該当する場合、第 22 条徴収業者は特定の納入業者への未払金額から、次の購入/使用支払を除き 22 条所得税を源泉徴収しなければならない。
  - a) 石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便商品
  - b) 水道電気の支払
  - c) PSC 契約者または契約者の本社もしくは契約者の取引拠点からの石油ガス(上流製品を含む)
  - d) ジョイント・オペレーション契約の契約者からの地熱もしくは電気
 さらに、上記 3、4 及び 16 について、それぞれ 200 万ルピア、1000 万ルピア、2000 万ルピアまでの価額の商品の購入は除外される。その他の場合、指定商品の輸入者又は買手は、輸入又は購入された商品の未払金額に加えて第 22 条所得税を払わなければならない。
2. 源泉徴収された第 22 条所得税は法人税又は個人所得税の前払とみなされる(最終課税を課される卸売業者又は代理店による石油燃料及びガス燃料の購入を除く)。
3. 林野業、植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入は上記 16 で明記する第 22 条所得税の対象であるため、適用されない。
4. 上記 20 の場合、第 22 条所得税がすでに課されているので、超高級自動車の買い手には適用されない。
5. インドネシア銀行への販売には例外が適用される。
6. 以下の事象は、自動的に非課税となるか、又は 国税総局(DGT)から発行された免除証明により税金の納付義務は発生しない。
  - a) 所得税の課税されない物品の輸入/購入
  - b) 輸入税および/または VAT が免除された物品(0%の輸入税が課される物品を含む)、もしくは VAT 不徴収の物品の輸入
  - c) 一時的に輸入された物品(再輸出のための物品など)
  - d) 再輸入の物品(同一品質で輸出または再輸入される、あるいは修繕・検査される物品など)
  - e) 再輸出目的の宝飾品製造用の金の延べ棒の輸入
  - f) インドネシア政府による学校運営補助金(Bantuan Operasional Sekolah、BOS)基金の使用に関連する物品の購入
  - g) 国庫、KPA 及び食料調達庁(Badan Urusan Logistik、BULOG)による穀物または米の購入
  - h) BULOG または BUMN に指定された者による基本的必需食糧の購入

税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて 100% の課徴金が課される。

#### 4. 第 4 条 2 項( PPh 4-2)源泉税: 最終課税/源泉分離課税(Final tax)

居住法人、恒久的施設(PE)、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納稅者と PE への下記の総支払額(VAT を除く)から最終税金を天引き徵収し納付する義務がある。

項目	税率 (%)
1 土地・建物の賃借料(レンタル)	10*(1)
2 土地・建物の権利の譲渡による収益	2.5*(2)
3 建設施工料	2/3/4
4 建設計画料	4/6
5 建設監督料	4/6
6 定期預金または普通預金の金利、及びバンク・インドネシア短期証券(SBI)の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20 *(3)
7 債券の金利。ただし、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	15 *(4)
8 インドネシア証券取引所での株式の売却額 創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5%を支払うことを義務付けられ、これに従わない場合は、以降の売却からの利益は通常の税率で課税される。	0.1
9 宝くじの当選賞金	25
10 年度で総売上が 48 億ルピアを超えない個人及び会社( PE を除く)が受領する特定の所得	0.5 *(5)

##### 注記

- (1) これには Build Operate Transfer 契約からの土地所有者の所得を含む。
- (2) 不動産資産を不動産投資ファンド(Kontrak Investasi Kolektif – Dana Investasi Real Estate、KIK-DIRE)に譲渡したことによる収益には、0.5%の税率が適用される。
- (3) 輸出収益(Devisa Hasil Eksport)による定期預金の金利の受け取りには異なる税率が適用される。
- (4) 受益者が、金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan/OJK)にて登録された集合投資契約(Kontrak Investasi Kolektif、KIK)のスキーム下で運営されるミューチュアルファンド、インフラ投資ファンド(Dana Investasi Infrastruktur、DINFRA)、不動産投資ファンド(Dana Investasi Real Estate、DIRE)又は資産担保証券(Efek Beragun Aset、EBA)である場合、税率は 2020 年まで 5%であり、それ以後は 10%とする。
- (5) 当該制度は適格納稅者にとってオプショナルであり、納稅者の種類に応じて特定の期間についてのみ適用可能である。

#### 5. 第 23 条( PPh 23)源泉税: 居住者への支払

居住納稅者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して 15%、もしくは 2%の税率で第 23 条所得税が課せられる。

- a. その総額に 15%税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り
  1. 配当(5 ページの「利益の分配」も参照のこと)
  2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
  3. ロイヤルティ
  4. 懸賞金及び賞金
- b. サービスフィーの総額に 2%の税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り
  1. 土地・建物以外の資産のレンタル料

2. テクニカルサービス、マネジメントサービス、コンサルティングサービス、及びその他のサービスに関する報酬(第 21 条の記述の通りに所得税が源泉徴収されたサービスを除く)

## 6. 第 26 条( PPh 26)源泉税: 非居住者への支払

居住納税者(居住者、居住法人)、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20 %の税率で第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

### a. 総額に対して課税される項目

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム(割増)、ディスカウント(割引)、ローン保証料が含まれる  
当該項目に対する源泉税率は、政府規則により軽減できる
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. スワッププレミアムとその他ヘッジ取引
8. 債務免除益
9. 支店/恒久的施設( PE )の法人税引後利益

### b. 見積純所得( ENI : 総額に一定率を掛けて算出)に対して課税される項目

	ENI (%)	実効税率 (総額に対する%)
海外保険会社に支払う保険料		
・被保険者による支払	50	10
・インドネシアの保険会社による支払	10	2
・インドネシアの再保険会社による支払	5	1
非居住者による未上場会社株式の売却	25	5
非居住者によるインドネシアの会社株式や PE を所有するため の仲介サービスを提供しているトンネル会社( conduit Companies )の売却	25	5
非居住者による売却価格が 1,000 万ルピア以上の高級宝飾品、 ダイアモンド、金、高級時計、骨董品、絵画、高級自動車、高級 輪車、ヨット及び軽飛行機の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある(租税条約での源泉税率は 17-18 ページ以降を参照のこと)。

## 国際税務協定

### 二重課税防止協定

インドネシアとの二重課税防止協定(以下、租税条約)は、サービスフィーに対する源泉税を免除し、インドネシアが調印した租税条約締約国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤルティと支店の税引後利益に対する源泉税を軽減させて税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設(PE)を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局(DGT)に対して少なくとも「居住者証明書」(Certificate Of Domicile、COD)を提示しなければならない。この COD が、国税総局(DGT)の指定書式、又は一定の条件を満たした租税条約締約国の書式で提出されないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

外国当事者は、まず、インドネシア源泉の全ての種類の所得に適用される以下の条約濫用防止テストの全ての要件を満たさなければならない:

1. 事業体がその設立もしくはその取引の実行において、経済的実質を有すること
2. 事業体がその設立もしくはその取引の実行において、同一の法的形態と経済的実質を有すること
3. 事業体がその事業を執行する独自の経営陣を有し、当該経営陣は独立した裁量権を有すること
4. 事業体が、インドネシアから収益を創出する資産のほかに、事業を行うに十分な資産を有すること
5. 事業体がその事業執行のために十分かつ適格な人材を有すること
6. 事業体が、インドネシア源泉の配当、利息および/またはロイヤリティを受け取る以外に、事業を有すること
7. その取引が、条約の本来の趣旨と目的に反して、直接的又は間接的に条約で認められる恩典を得ることを目的としていないこと

さらに、外国当事者は配当、利息またはロイヤリティの形で所得が生じている場合、関連する租税条約下で要求された際には以下の受益者テストの要件を満たさなければならない

1. 当該事業体が代理人、被指名者(ノミニー)または導管事業体ではないこと
2. 当該事業体が所得、資産または所得を生じさせる権利に対し支配または処分の権利を有すること
3. 当該事業体の所得の 50%以上が他者からの請求の支払いに使用されること
4. 当該事業体がその資産、資本および/または負債に対しリスクを負うこと
5. 当該事業体がその受領する所得を第三国の居住者に譲渡する契約を締結していないこと

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は以下の通り。

注記	配当(資産運用目的)	配当(経営参加目的)	利子	ロイヤリティ	支店の税引後利益
	%	%	%	%	%
1. アルジェリア	15	15	15/0	15	10
2. アルメニア	15	10	10/0	10	10
3. オーストラリア	15	15	10/0	15/10	15
4. オーストリア	15	10	10/0	10	12
5. バングラデシュ	15	10	10/0	10	10
6. ベラルーシ	10	10	10/0	10	10
7. ベルギー	15	10	10/0	10	10
8. ブルネイ	15	15	15/0	15	10
9. ブルガリア	15	15	10/0	10	15
10. カンボジア	1,5	10	10/0	10	10
11. カナダ	15	10	10/0	10	15
12. 中国	2	10	10/0	10	10
13. クロアチア	10	10	10/0	10	10
14. チェコ	15	10	12.5/0	12.5	12.5
15. デンマーク	20	10	10/0	15	15
16. エジプト	15	15	15/0	15	15
17. フィンランド	15	10	10/0	15/10	15
18. フランス	15	10	15/10/0	10	10
19. ドイツ	1	15	10	10/0	15/10
20. 香港		10	5	10/0	5
21. ハンガリー	3	15	15	15/0	15
22. インド	1	10	10	10/0	10
23. イラン		7	7	10/0	12
24. イタリア		15	10	15/0	15/10
25. 日本		15	10	10/0	10
26. ヨルダン	3	10	10	10/0	10
27. 北朝鮮		10	10	10/0	10
28. 韓国	2	15	10	10/0	15
29. クウェート		10	10	5/0	20
30. ラオス		15	10	10/0	10
31. ルクセンブルク	1	15	10	10/0	12.5
32. マレーシア	4,5	10	10	10/0	10
33. メキシコ	5	10	10	10/0	10
34. モンゴル		10	10	10/0	10
35. モロッコ		10	10	10/0	10
36. オランダ		10/15	5	10/5/0	10
37. ニュージーランド	3	15	15	10/0	15
38. ノルウェー		15	15	10/0	15/10
39. パキスタン	1	15	10	15/0	15
40. パパニューギニア	1	15	15	10/0	10
41. フィリピン		20	15	15/10/0	15
42. ポーランド		15	10	10/0	15
43. ポルトガル		10	10	10/0	10
44. カタール		10	10	10/0	5
45. ルーマニア		15	12.5	12.5/0	15/12.5
46. ロシア		15	15	15/0	15
47. セルビア		15	15	10/0	15
48. セーシェル	3	10	10	10/0	10
49. シンガポール	6	15	10	10/0	15
50. スロバキア		10	10	10/0	15/10
51. 南アフリカ共和国		15	10	10/0	10
52. スペイン		15	10	10/0	10
53. スリランカ		15	15	15/0	15

54.	スーダン	15	10	15/0	10	10
55.	スリナム	15	15	10/0	15	15
56.	スウェーデン	15	10	10/0	15/10	15
57.	スイス	1	15	10	10/0	10
58.	シリア	10	10	10/0	20/15	10
59.	台湾	10	10	10/0	10	5
60.	タジキスタン	10	10	10/0	10	10
61.	タイ	20/15	20/15	15/0	15	20
62.	チュニジア	12	12	12/0	15	12
63.	トルコ	15	10	10/0	10	10
64.	ウクライナ	15	10	10/0	10	10
65.	アラブ首長国連邦	10	10	5/0	5	5
66.	イギリス	15	10	10/0	15/10	10
67.	アメリカ合衆国	15	10	10/0	10	10
68.	ウズベキスタン	10	10	10/0	10	10
69.	ベネズエラ	1	15	10	10/0	20
70.	ベトナム	15	15	15/0	15	10
71.	ジンバブエ	1,5	20	10	10/0	15

注記: 国名の後の番号が以下の注記に該当する。

1. インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイスが 5%、ドイツが 7.5%、カンボジア、インド、ルクセンブルク、パプアニューギニア、ベネズエラ、ジンバブエが 10%、パキスタンが 15%である。
2. 國際線の船舶、航空機の事業から得られる収益は VAT が相互に免除される。
3. 租税条約の条項には支店の税引後利益に対する税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率(20%)が適用されると解釈している
4. ラブアンのオフショア会社(1990 年のラブアンオフショア事業活動税務規則に基づく)は租税条約の恩恵をえることはできない。
5. 批准済であるが、まだ発効しておらず批准書の交換の段階にある。
6. 租税条約更新への調印が行われたが、批准及び批准書の交換の段階にある。

### 恒久的施設( PE )のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト(一定の期間)」を超えてインドネシアで実施されると PE を構成するものとみなされる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物工場 の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
1. アルジェリア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
2. アルメニア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
3. オーストラリア	120日	120日	120日	120日	120日
4. オーストリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
5. バングラディッシュ	183日	183日	183日	183	91日
6. ベラルーシ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
7. ベルギー	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
8. ブルネイ	183日	3ヶ月	3ヶ月	183日	3ヶ月
9. ブルガリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
10. カンボジア	183日	183日	183日	183日	183日
11. カナダ	120日	120日	120日	120日	120日
12. 中国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
13. クロアチア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
14. チェコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
15. デンマーク	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
16. エジプト	6ヶ月	4ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	3ヶ月

17. フィンランド	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
18. フランス	6ヶ月	-	6ヶ月	183日	183日
19. ドイツ	6ヶ月	6ヶ月	-	-	-
20. 香港	183日	183日	183日	183日	183日
21. ハンガリー	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	4ヶ月
22. インド	183日	183日	183日	183日	91日
23. イラン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
24. イタリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
25. 日本	6ヶ月	6ヶ月	-	6ヶ月	-
26. ヨルダン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	1ヶ月
27. 北朝鮮	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	6ヶ月
28. 韓国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
29. クウェート	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
30. ラオス	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
31. ルクセンブルク	5ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	-
32. マレーシア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
33. メキシコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
34. モンゴル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
35. モロッコ	6ヶ月	-	6ヶ月	6ヶ月	60日
36. オランダ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
37. ニュージーランド	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
38. ノルウェー	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
39. パキスタン	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	-
40. パプアニューギニア	120日	120日	120日	120日	120日
41. フィリピン	6ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	183日
42. ポーランド	183日	183日	183日	183日	120日
43. ポルトガル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
44. カタール	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
45. ルーマニア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	4ヶ月
46. ロシア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	-
47. セルビア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
48. セーシェル	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
49. シンガポール	183日	183日	183日	6ヶ月	90日
50. スロバキア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
51. 南アフリカ共和国	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
52. スペイン	183日	183日	183日	183日	3ヶ月
53. スリランカ	90日	90日	90日	90日	90日
54. スーダン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
55. スリナメ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	91日
56. スウェーデン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
57. スイス	183日	183日	183日	183日	-
58. シリア	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
59. 台湾	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	120日
60. タジキスタン	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
61. タイ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
62. チュニジア	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
63. トルコ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	183日
64. ウクライナ	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	4ヶ月
65. アラブ連邦	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
66. イギリス	183日	183日	183日	183日	91日

67. アメリカ合衆国	120 日				
68. ウズベキスタン	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	3 ヶ月
69. ベネズエラ	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	-
70. ベトナム	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	3 ヶ月
71. ジンバブエ	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	6 ヶ月	183 日

### 税務情報交換協定

インドネシアは、バハマ(批准文書の交換待ち)、バミューダ、ガーンジー、マン島、ジャージー、及びサンマリノと租税情報交換協定(TIEA)を締結している。

### 税務に関する相互行政支援

2011年11月3日、インドネシア政府は税務に関する相互行政支援に関する条約に調印し、2014年10月17日に同条約を批准した。また、インドネシア政府は下記の項目の自動交換に関する多国間主管当局間合意に調印した。

1. 共通報告基準(Common Reporting Standard)を使用した金融口座情報、及び
2. 国別報告書(Country-by-Country Report)の形式による移転価格文書

### 税源浸食及び利益移転防止策に関する租税条約施行のための多国間条約

2017年6月7日、インドネシア政府は税源浸食及び利益移転防止策に関する租税条約施行のための多国間条約(MLI)に調印し、2019年11月12日にこれを批准した。批准文書では、インドネシア政府は当該条約の対象となる47の租税条約を網羅している。このMLIは条約文書の寄託先であるOECDへの提出を待っている段階であり、正式には発効していない。

このMLIは2020年8月1日に効力を生じ、インドネシア政府は(条約文書の寄託先である)OECDに対し、条約の国内批准手続を完了した旨を2020年11月26日に通知した。

### 米国 FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)

インドネシアはFATCA規定遵守のために、政府間合意書(IGA)1への調印に大筋で合意した。

# 付 加 価 値 稅

## 概要

付加価値税は、基本的にインドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品(財産権)の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 課税会社による(有形・無形の)課税物品の輸出
- g. 課税会社による課税サービスの輸出

付加価値税の課税は年間で 48 億ルピアを超える価額の引き渡しについて発生する。

課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる。

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 元々販売目的ではない会社解散時の在庫または資産の形態での課税物品の残余
- f. 会社内の課税物品の引渡し(例えば、支店間、本店と支店間)、ただし、会社が国税総局(DGT)から VAT 申告の一元化の承認を得ている場合を除く
- g. シャリア・ファイナンスの態様での課税業者からの課税物品の引渡し(引渡しが、課税業者から、課税物品を必要とする当事者に直接になされるとみなされることによる)

## 税率と課税標準額

VAT の税率は基本的に 10% であり、政府規則により 5% から 15% の範囲で増減できる。しかしながら、サービスの輸出と同様に有形・無形の課税物品の輸出に係わる VAT は 0% である。輸出サービスのうち一定ものについては 0% VAT が適用される。

VAT は、関連する課税標準額に VAT の税率を適用して計算される。ほとんどの場合、課税標準額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税標準額として使用されるのは、以下の金額でなければならない。

- a. 市場価格—関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった(在庫以外の)資産の売却
- b. 売上原価(売価マイナス粗利)—自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し(支店間や本店支店間など)
- c. 落札価格—入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- d. 合意価格—中間商社を通じた課税物品の引渡し
- e. 平均売却価格—映画用フィルム
- f. 1,200 万ルピア—輸入映画 1 本につき
- g. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の 20%—建物の自家建設
- h. 小売価格—タバコ製品の引渡しと輸入
- i. 実際請求額の 10%—一括船積みサービス
- j. 実際請求額の 10%—旅行と旅行代理店サービス(サービスの提供がコミッションに基づかない場合)
- k. 金装飾品関連の工場で実施されるサービスを含む金装飾品の引渡しでの販売価格の 20%

- I. 運送料金を含む請求での貨物輸送(Freight forwarding)サービスの引渡しの実際請求額の 10%
  - m. 政府補助金額の 100/110、及び農業セクターを対象とする特定の肥料の販売に関し農業大臣が規定する最高小売価格の 100/110
  - n. 特定の売手による農産物の特定の販売・引渡しの販売価格の 10%
  - o. 政府指定機関によりチャージされた小売価格からの 100/110、又は特定の補助対象外の液化石油ガスの販売・引渡しに係る流通代理商(ディストリビューション・エージェント)のマージンからの 10/101

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。  
税法上の「ネガティブリスト」において、非課税項目(例外あり)に分類される物品とサービスは以下のとおり。

#### **非課税物品:**

- a. 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・砂利、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、金鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、その源泉から直接採集される鉱産物
- b. 生活必需品: 米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ及び魚類
- c. ホテル、レストラン等で提供される飲食物、持ち帰りかどうかを問わず、ケータリング業者によって持ち込まれた飲食物も含む
- d. 貨幣、金、有価証券

#### **非課税サービス:**

- a. 医療サービス
- b. 福祉(例えば、孤児、葬儀)サービス
- c. 切手を使用する郵便サービス
- d. 金融サービス
- e. 保険サービス
- f. 宗教サービス
- g. 教育サービス
- h. 美術、エンターテイメント・サービス
- i. 広告宣伝用でない放送サービス
- j. 陸海の公共輸送、国際航空サービスの一部をなす国内航空サービス
- k. マンパワー・サービス
- l. ホテルサービス
- m. 政府機関による公共サービス
- n. 駐車場サービス
- o. 硬貨を使った公共電話サービス
- p. 郵便為替を使った送金サービス
- q. フード・ケータリングサービス

#### **付加価値税(VAT)の申告**

課税業者(Pengusaha Kena Pajak、PKP)に指定された法人と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的に VAT は各事業所ベースで処理されるため、管轄地域が異なる地方税務署(Kantor Pelayanan Pajak、KPP)下におけるいくつかの事業所(支店)を通じて法人が事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署(KPP)ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内(支店間)引渡しは VAT の対象となる。

しかしながら、国税総局(DGT)に書面による通知を行うことで、法人はその VAT 申告を一元化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できる。ただし、VAT 申告一元化を要求されるカテゴリーの納税者と、当該一元化が禁止されるカテゴリーの納税者との区別がされている。

## インプット・アウトプットの仕組み

VAT債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手にVATを請求する。売り手の立場からはこのVATはアウトプットVAT(仮受VAT、売上VAT)である。買い手はVATを売り主に支払わねばならず、これは買い主の立場からはインプットVAT(仮払VAT、仕入VAT)である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプットVATは買い手のアウトプットVATと相殺できる。特定の月のアウトプットVATの累計額が同じ期間のインプットVATの累計額を上回った場合、納税者は翌月末日までに、かつVAT申告期限の前に、その差額、即ち超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプットVATの累計額が同じ期間のアクトプットVATの金額を上回った場合は、納税者は、年度末なら払い戻し還付の請求をすることができ、又は通常月は払い過ぎた分を翌月以降に繰り越すことができる。

## 輸入VATおよび自己申告VAT

輸入品にかかる「輸入VAT」と外国からのサービス料(技術援助サービス等)の消費や無形財産権の使用料に係わる「自己申告のVAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入業者にVATを請求することができない(即ち、VATインボイスを発行することができない)ので、インドネシアの買い手・輸入業者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、そのVATを納付しなければならない。

## VAT徵収役

しかしながら、「VAT徵収役(VAT Collector)」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT徵収役は、国庫(State Treasury)、国営企業(BUMN)、石油及びガスセクターの生産分与契約(PSC)の会社のいずれかである。その名前が示すように、VAT徵収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者(ベンダー、売り手)へのVATを徴収し、売り手やサービス提供者にVATを支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。したがって、VAT徵収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、VATの過払いになる傾向がある。(VAT還付については24ページを参照)。

## インプットVATの相殺

VATは月次ベースで国税総局(DGT)に申告される。特定の課税期間(月)のインプットVATは、基本的には同じ課税期間のアウトプットVATに対して相殺控除されなければならない。ただし、インプットVATをまだ費用に計上していない場合、その課税対象期間末から3ヶ月以内ならば控除による相殺ができる。

VATインボイスが「有効」である(適切に作成されている)ことは、インプットVATを相殺控除に使用するために特に重要である。一般的にVATインボイスには、以下の最低限の情報が記載されている必要がある。

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、身分証明書番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格か補償、(該当する場合は)割引額
- d. VAT徵収額
- e. 高級品売上税の徴収額(対象となる場合)
- f. 請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名する権限を有する管理者の氏名、及び署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、インプットVATインボイスは、相殺控除に使うことができない。課税業者(PKP)は電子フォーマット(electronic Faktur Pajak、e-FP)でのVATインボイスの作成が要求される。

VAT インボイスは以下の時点で発行されなければならない。

- a. 課税物品や課税サービスが引渡された時点
- b. 課税物品や課税サービスの引渡し前に支払いが受領された場合は、支払が受領された時点
- c. 作業段階で部分的引渡しがある場合、契約条件に基づく支払が受領された時点
- d. 財務省規則で規定されるような場合、その規定される時点

## VAT の還付

還付申請は会計年度末に行うことができる。国税総局(DGT)は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12ヶ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12ヶ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT 還付のための関連証拠資料は申請日から 1ヶ月以内に国税総局(DGT)に提出されなければならない。1ヶ月を過ぎて国税総局(DGT)に提出された全ての書類については、国税総局(DGT)は VAT 還付の計算において無視することが許される。

特定の納税者は、VAT の早期還付を申請することができる(早期税金還付については39ページを参照)。

## Eコマースに関するVAT

インドネシアのVATは、電子システムを通じて海外からインドネシアの顧客に提供される特定の無形資産及びサービスの利用に対して課税される。

外国の売手、外国のサービス提供者又は外国のEコマースマーケットプレイス及び国内Eコマースマーケットプレイスは、そのインドネシア国内の活動が下記のいずれかの基準値を満たす場合、VAT徴収者として指定される。

- インドネシア国内の顧客との取引価額が年間で 6億ルピアを超える、若しくは月間で 5000万ルピアを超える、又は
- インドネシアからのEコマースプラットフォームへのアクセスが年間で12,000ユーザーを超える、若しくは月間で1,000ユーザーを超える

指定されたVAT徴収者は、顧客から徴収したVATを納付し、DGTが提供する指定電子納税申告システムを通じて報告書を提出しなければならない。

## VAT 免除優遇措置

### 戦略的物品

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

- a. 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備などの資本財  
(関連する優遇措置については、34 ページを参照)
- b. 畜産物(狩猟・捕獲した動物を含む)および水産物(漁獲・養殖した魚を含む)
- c. なめし加工されていない生皮
- d. 農業、プランテーション業、林業、酪農・畜産業用の種子および種苗
- e. 牛、家禽および魚類用の飼料とその原材料
- f. 銀製品用の顆粒および/または棒状の原材料
- g. 21 平方メートルから 36 平方メートルまでの共同住宅(フラット)
- h. 電気(ただし、6,600VA(ボルトアンペア)を超える家庭用電気を除き、電気接続費を含む)
- i. 液化天然ガスの輸入又は販売・引渡

## その他の VAT 免除優遇措置

国家が定める特定の目標・目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品またはサービスの輸入および/または供給について VAT が免除される。

- a. 軍隊や警察で使用する兵器・弾薬、及び各種装備品
- b. 軍隊で使用する境界データおよび航空写真用の機器および交換部品
- c. 法定予防接種用の小児麻痺(ポリオ)ワクチン
- d. 教科書、宗教関係書籍
- e. 低価格住宅、21 平方メートル未満の低価格アパート、労働者用低価格宿泊施設、並びに特定の条件のある学生用宿泊施設、及び
- f. 上記 e) の低価格宿泊施設および礼拝所の建設に提供されるサービス
- g. 21 平方メートル未満の低価格住宅および低価格アパートの賃貸
- h. 国際航路を運営する船会社に対して提供される特定の港湾サービス
- i. 凈水(ボトル詰めされた飲料水を除く)

## VAT 不徴収措置

### 特定の輸送手段および関連課税サービス

インドネシア国内の運輸業の発展を目的とした、以下の課税物品または課税サービスの輸入および/または引渡しに関して VAT は徴収されない。

- a. 軍隊や警察で使用する輸送用車両及び交換部品
- b. インドネシア国営の船会社、漁業会社、港湾運営会社、又は河川・湖沼管理会社およびフェリー事業者が使用する船舶およびこれに関する交換部品、並びに舶用機器または安全設備
- c. インドネシア国営の航空会社が使用する航空機およびこれに関する交換部品、並びに航空機器、安全設備および修理・メンテナンス機器
- d. インドネシア国営の鉄道会社(Badan Usaha Penyelenggara Sarana atau Prasarana Perkeretaapian Umum)が使用する鉄道車両およびこれに関する交換部品、並びに修理、メンテナンスおよびインフラ整備用機器
- e. インドネシア国営の船会社、漁業会社、港湾運営会社、又は河川管理会社、湖沼渡航事業者およびフェリー事業者に提供される船舶リースサービス、港湾サービス、及び船舶管理またはドッキングサービス
- f. インドネシア国営の航空会社に提供される航空機リースサービス、及び航空機メンテナンスまたは修理サービス
- g. インドネシア国営の鉄道会社に提供される鉄道車両メンテナンスまたは修理サービス

## その他の VAT 不徴収措置

以下の事象について、VAT は徴収されない。

- a. 特別プロジェクトおよび特別地区に関する優遇措置下における物品またはサービスの輸送（関連する税制優遇措置については、31- 34 ページを参照）
- b. 外国の港湾へ向けて/または外国の港湾から物品を輸送するガソリン船舶に対する特定の燃料の引渡し
- c. 金の延べ棒の生産用に処理するアノードスライム(陽極泥)の引渡し
- d. 輸入関税を免除される特定課税物品の輸入

## 高級品売上税

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税(Luxury-goods Sales Tax, LST、奢侈品販売税ともいう)が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または居住者の製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。

LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入業者または製造業者は LST を支払う責任がある。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されることを意味するものではないことに留意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、容量、サイズや価格等の要素により決定される。

特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためは、関連する HS コード(Harmonized System Code)に照らして関税率表(Customs Book)を参照する必要がある。

VAT 及び LST の法律では、LST は最高 200%まで課税可能であるが、現在、LST の税率は 10%から 125%である。

### 課税対象品

グループ	%	%	%	%	%	%	%	%
	10	20	30	40	50	60	75	125
高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス等		●						
気球、飛行船、及びその他の動力を持たない航空機				●				
ショットガン及びその他の弾薬、並びに銃火器およびその他の武器類(政府用を除く)				●	●			
航空機(政府用または商業用を除く)					●			
高級クルーザー(公用および公共用を除く)並びにツーリズム用ヨット							●	
自動車*	●	●	●	●	●	●		●

\*) 自動車に対する LST 税率は 2021 年 10 月に改訂予定。

## 関 稅 及 び 物 品 稅

### 輸入税

輸入税は一般的に、輸入物品の関税評価額の 0%～150%の率で徴収される。関税評価額は、コスト、保険及び運賃費用(CIF)に基づき計算される。

分類	物 品 例	税率 (%)
自動車	乗用車及び商用車	5～50
自動車部品	コンプリート・ノックダウン生産方式によらない部品	0～7.5
	部品ごと	0～10
船舶	船、ボートと浮体構造物	0～5
航空機	気球、ヘリコプター、飛行機、パラシュート及び航空機発射装置	0
電化製品	カメラ、冷蔵庫、携帯電話、その他電化製品	0～15
繊維、繊維製品及びアクセサリー	バッグ、はきもの類、ハーネス、アパレル及び装身具等	5～35
飲料、エチルアルコール及びアルコール飲料	エチルアルコール、ジュース、ビール、ワイン、蒸留酒類及びその他飲料	5～150 もしくは 14,000 ルピア/リットル
精油および樹脂	芳香性物質	5～150
農産物	動物・植物性製品	0～30
家具	ベッド、マットレス、ランプ及び照明器具、並びにその他の家具	5～20
玩具	玩具、ゲーム及びスポーツ用品、並びにその付属品	5～20
プラスチック	プラスチック及びプラスチック製品	0～25
ゴム	ゴム及びゴム製品	0～15
木材	木材及び木材製品	0～25
鉄鋼	鉄鋼及び鉄鋼製品	0～20
その他	化学薬品、医薬品、ソフトウェア、美術品、兵器及び弾薬、並びに楽器及びその他	0～40

インドネシア政府は貿易自由化政策の一環として、輸入税の引下げを段階的に実行している。ただし、安全保障、社会、及び文化的な観点から、特定の産業及び物品を保護するために引き続き高い輸入税率が適用される。

通常の輸入税率に加えて、アンチダンピング、セーフガード、補償および報復的輸入税率等、複数の追加税率が設けられている。

### アセアン諸国における関税率

アセアン(Association of Southeast Asian Nations、ASEAN)諸国間で原産地要件(即ち、原産地にて完全調達されるか否か)を満たし、加盟国間で直接輸送される輸入品について一定の軽減税率が適用される。インドネシア政府は 2010年1月1日以降、アセアン物品貿易協定(ASEAN Trade In Goods Agreement、ATIGA)を締結している。

この制度は、ほとんどの物品の輸入税を0%にすることで、アセアン域内の取引を活発化させることを意図したものである。

## 優遇関税率に関する協定

インドネシアはまた他のアジア諸国と以下の優遇関税率に関する協定を締結している。

- a. アセアン・中国自由貿易協定
- b. アセアン・韓国自由貿易協定
- c. アセアン・インド自由貿易協定
- d. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定
- e. アセアン・香港、中国自由貿易協定
- f. アセアン・日本包括的経済連携協定
- g. インドネシア・オーストラリア包括的経済連携協定
- h. インドネシア・パキスタン特恵貿易協定
- i. インドネシア・日本経済連携協定
- j. インドネシア・チリ包括的経済連携協定
- k. インドネシア政府及びパレスチナ暫定自治政府間におけるパレスチナ暫定自治区からの特定物品に関する貿易円滑化に関する覚書

## 輸入税の減免・猶予措置

インドネシア政府は、現地産業および輸出産業発展のため、国内外投資家に対し輸入税減免及び/または繰延優遇措置を提供している。このような優遇措置は、通常、VATや所得税のような他の税務優遇と組み合わされている(関連する優遇措置については31~34ページを参照)。研究開発活動に関連する物品を輸入する特定事業体も輸入関税及び/又は物品税免除の適用を認められる。

## 輸出税

輸出税は、関税評価額の特定のパーセンテージに基づき計算されるか、もしくは特定の通貨での料率又は数量に特別に基いて計算される。関税評価額は、商業省が定める基準価格に従つて、関税総局長が決定する。

分類	物品例	課税率・課税基準
皮革と木材	特定の毛皮動物から作られた皮 革、ベニア板、ウッドチップ、加工木材	2%~25%
ココア豆		0%~15%
パームフルーツ、パーム原油(CPO)と関連製品	フレッシュ・フルーツ・バー、 CPO、パーム・カーネル原油 (CPKO)、硬化 CPO/CPKO、 パーム・オイル 脂肪酸 (PFAD)、バイオディーゼル	0~262 米ドル/メートルトン
精製鉱物製品	特定鉱物	0%~5%*
特定鉱物製品	特定のニッケルおよびボーキサイト	10%

\* 輸出税の税率は、精錬施設の建設進行度により異なる。

## 物品税

物品税が、社会への悪影響の可能性を勘案して供給や消費が管理される必要のある一定の物品に課せられる。現在、物品税が課せられる物品は、アルコール製品とタバコ製品である。

分類	課税率・課税基準
エチルアルコール	20,000 ルピア/リットル
アルコール飲料	15,000 ルピア/リットル～ 139,000 ルピア/リットル
濃縮エチルアルコール	1,000 ルピア/グラム
タバコ製品	10～110,000 ルピア/本またはグラム、もしくは特定タバコ製品には 57%を適用

## 税制優遇措置

このセクションではインドネシアにおける主な税制優遇措置の概要を述べる。税制優遇措置の適用状況は、個別の案件に応じて異なる場合がある。適用要件及び適用手続の詳細は該当する規制を参照のこと。

### 所得税優遇措置

#### タックス・ホリデー

納税者の投資額に応じて、その商業生産開始から5年から20年の期間において、財務省は法人税の50%又は100%の免除優遇措置を認める場合がある。法人税軽減が認められた期間以降の2会計期間については、納税者はその投資額に応じて、法人税の25%もしくは50%の軽減が適用される。

この税制優遇措置は、広範囲に活動し、付加価値と高度な外部性を提供し、新技術を導入し、国家経済に戦略的価値をもたらす先端産業の企業を対象に実施される。現在、この優遇措置は規則にて列挙される特定の事業分野のインドネシア標準産業分類(Klasifikasi Baku Lapangan Usaha、KBLI)に該当する事業セクターについて利用が可能である。当該リストに明記されない事業セクターについては、自己評価による定量的なスコアリングシステムを通じてタックス・ホリデー適用を申請することができる。

一般的に、申請書はオンライン・シングル・サブミッション(OSS)システムを通じて提出され、当該システム上で申請の適否が検証され、申請内容が財務省に転送される。最新の規則では、財務省へのタックス・ホリデー適用申請は、2024年10月8日まで受け付けている。

### 税制優遇措置

特定の指定産業や指定地域に投資する株式会社(PT)に対し、財務省は以下の税制優遇措置を実施する場合がある。

- 投資した資産を6年間譲渡しないことを条件に、投資総額の30%相当額(6年間にわたり年5%ずつ)迄の純利益の減額
- 加速償却及び/又は償却控除
- 欠損金の繰越期間を10年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を10%に軽減(もしくは租税条約の税率か低い方)

上記優遇措置を享受するためには、申請者は以下のいずれかの基準を満たさなければならない

- 高額な投資額または輸出目的の投資
- 高い労働力利用度、または
- 高い現地調達率

財務省による当該優遇措置の承認を得るために、一般的にOSSシステムを通じて申請書を提出しなければならない。

### 特別控除優遇措置

以下の特定産業を対象に特別控除優遇措置が適用される:

- 労働集約型産業:有形固定資産(主たる事業の用に供する土地を含む)の形態で投資された価額の60%を上限として純利益から控除(特定期間にわたり均等に配分)
- 特定技能における人材開発・養成:当該活動に費やした価額の200%を上限として利益総額から控除
- インドネシア国内における特定のR&D(研究開発)活動:当該活動に費やした価額の300%を上限として利益総額から控除

## **上場会社に対する減税措置**

次の条件を満たす上場会社に対し、3%の法人税引き下げが認められている。

- a. 会社の払込済株式の最低 40%以上がインドネシア証券取引所(IDX)に上場されていること。ただし、特定の関連当事者が保有する持分及び自己株式はこの目的には算入されない。
- b. 300 人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は 5%未満であること。

上記の 2 条件が、同一税務年度を通じて少なくとも 183 日間維持されなければいけない。特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合、その年度には優遇措置は適用されない。

## **税務に影響しない合併(Tax-neutral mergers)**

事業合併、買収、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのような事業再編から結果として生じた利益は課税対象となり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局(DGT)の承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立(Neutral)の合併、事業結合または買収を行うことができる。この国税総局(DGT)の承認を取得するためには、当該合併、事業結合または買収の計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的としたものは禁止され、合併される会社の税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない場合がある。

同様に、国税総局承認を条件として、同様の優遇措置は事業分割にも適用できる。新規株式公開(IPO)の登録は、この種の取引に要求される。

## **中小企業等に投資するベンチャーキャピタル企業を対象とする税制優遇措置**

株式が非上場の(インドネシアにおける証券取引所にて取引されていない)零細企業又は中小企業に出資するベンチャーキャピタル企業(VCC)が受け取る配当は、特定の条件を満たす場合、非課税である。

## **支店利益の再投資**

恒久的施設(PE)が、インドネシアでの税引後利益を同年度又は翌年度までに特定の投資対象に対し特定期間内に再投資した場合は、これら利益に課せられる支店利益税(Branch Profit Tax)は免除される。

## **高級品売上税(奢侈品販売税、LST)優遇措置**

### **自動車に対する LST インセンティブ**

LST 優遇措置は、「グリーン」自動車を対象に LST 課税標準の軽減の形態(現行では LST 課税標準の 75%、50% 又は 0%)で適用され、これにより特定の自動車について実質的に適用 LST 税率が軽減されるもしくは LST が非課税になる。

## **特別プロジェクト及び特区に係る優遇措置**

### **外国借款及び外国からの資金援助を受けた政府プロジェクト**

外国借款、もしくは外国援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が適用される場合がある。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書(Drafter Isian Proyek、DIP)もしくはその他同様の書類で明記される。

元請の建設業者、コンサルタント及びサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款によるプロジェクトに関して、その所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は、二次レベルの建設業者、コンサルタント及びサプライヤーには適用されない。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタント及びサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関する物品の輸入や外国からの課税サービスもしくは海外の無形財産権の使用に関して、次の税制優遇措置も享受できる。

- a. 輸入税(Import Duty)の免除
- b. 付加価値税(VAT)及び高級品売上税(LST)の不徴収
- c. 輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収

認定されたプロジェクトの一部分のみが外国借款もしくは外国援助で資金調達されている場合、税制優遇措置は外国借款もしくは外国援助の金額に比例配分して決定される。

### **官民連携 / PPP (Kerjasama Pemerintah dengan Badan Usaha)**

この優遇措置は、インフラおよび社会サービスの提供の観点から、政府と事業体の連携を向上、促進することを目的としている。申請は、連携プロジェクトの責任を負う機関が行い、財務省によって認可される。

### **総合経済発展地区**

総合経済発展地区(Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu、KAPET)で事業を行う会社は、所得税優遇措置下におけるインバウンド投資インセンティブに類似する税務優遇措置を享受できる場合がある。KAPET の指定は、特定の大統領令により規定される。

上記の優遇措置に加えて、KAPET 内の保税地区(Pengusaha Di Kawasan Berikat、PDKB)における事業者は、次のような税制優遇措置を利用できる場合がある。

- a. 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の不徴収
- b. 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の免除
- c. 資本財及び設備、並びに加工用の物品及び材料にかかる輸入税徴収の延期
- d. 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収

### **保税蔵置エリア(Bonded Stockpiling Area)**

現行規定では、保税蔵置エリア(Tempat Penimbunan Berikat)は以下の項目から構成される。

- a. 保税地区
- b. 保税仓库
- c. 保税展示場
- d. 免税店
- e. 保税競売場
- f. 保税リサイクルエリア
- g. 保税物流センター

以下のセクションでは、3 つの重要なエリアについて概要を述べる。

上記エリア内で利用できる税制優遇措置は以下の通りである。

- a. 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の不徴収
- b. 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収
- c. 特定物品にかかる輸入税徴収の延期
- d. 特定物品の輸入にかかる物品税の免除
- e. 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収

### **保税地区(Bonded Zone)**

保税地区(Kawasan Berikat、KB)は、輸出向けの最終製品を生産する企業、及び輸入代替品製造会社、川下産業を支援する製造会社、並びに航空機、造船、鉄道及び国防・安全保障産業等の特定産業に関わる製造会社のための優遇措置である。一方で、前年の輸出実績金額及び/又は他の保税地区/自由貿易区/経済特区への販売金額の50%を限度に国内販売することができます。

## **保税倉庫(Bonded Warehouse)**

保税倉庫(Gudang Berikat)は輸入品を保管することを目的とした優遇措置で、一定期間以内にリリースされる特定の輸入品を一つもしくは複数の単純な活動による加工をすることができる。

## **保税物流センター(Bonded Logistic Center)**

保税物流センター(Pusat Logistik Berikat)の優遇措置は保税倉庫と類似するが、保税物流センターはインドネシア関税地域(Indonesia Customs Area)外からの輸入品、および/またはインドネシア関税地域内の他の場所からの物品を保管することを目的とし、物資が保税物流センターに搬入されてから 3 年以内に一つもしくは複数の単純な活動による加工をすることができる。

## **自由貿易地区(Free Trade Zone)**

自由貿易地区(Kawasan Perdagangan Bebas 又は FTZ)に入る物品、及び自由貿易地区内の会社間で引渡される物品は、税制優遇措置の対象となる場合がある。FTZ に指定される地域は個別の大統領令により規定される。

自由貿易地区における納税者は、以下の税制優遇措置の適用資格を有する。

- a. 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の免除
- b. 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収
- c. 特定物品にかかる輸入税の免除
- d. 特定物品の輸入にかかる物品税の免除
- e. 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収
- f. 無形財及び課税サービスの取引にかかる VAT の免除(その他のインドネシア関税地域及び保税蔵置エリアまたは経済特区の企業に提供された分を除く)

## **経済特区**

経済特区(Kawasan Ekonomi Khusus、KEK)で事業を営む納税者は税制優遇措置を適用できる場合がある。経済特区で営む事業は、各経済特区を対象にそれぞれ規定される主要活動を網羅しなければならない。経済特区に指定される地域は、個別の政府規則にて規定される。

タックスホリデーは、KEK で主要事業を営む納税者に対し認められる場合がある。CIT に対して認められる可能性のあるタックスホリデーの適用期間は、投資額に応じて、商業生産の開始から 10~20 年である。タックスホリデーが認可された期間以降において、納税者には CIT の 50% の軽減又は次の 2 会計年度を対象とした CIT 納税延長が認められる。

当該の法人税軽減措置の適用申請が却下された納税者、および経済特区においてその他活動に従事する納税者は、所得税優遇措置の下の類似の KEK 関連の優遇措置の適用を申請することができる(関連する優遇措置については30-31ページを参照)。

上記の所得税優遇措置に加えて、経済特区における納税者は以下の優遇措置の適用資格を有する:

- a. 特定物品の輸入にかかる VAT と LST の免除
- b. 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収
- c. 工事及び開発段階における特定物品にかかる輸入税の免除
- d. 生産段階における特定事業体の輸税の徴収延期
- e. 税関エリアの外からの課税物品及び/又は無形課税物品の利用にかかる VAT の不徴収
- f. 物品税非課税の物品の製造に使用される特定物品にかかる物品税の免除
- g. 特定物品及びサービスの国内購買にかかる VAT 及び/又は LST の不徴収
- h. 経済特区企業内部若しくは当該企業間の特定取引にかかる VAT 及び/又は LST の不徴収
- i. 特定の土地及び建物の取引にかかる所得税の不徴収
- j. ツーリズム KEK における特定取引に関する特別税務処理の適用、及び/又は
- k. 地方税の 50% から最大 100% の軽減

## 工業地区(Industrial Zone)

工業地区(Kawasan Industri、KI)の決定と許認可は政府の承認を必要とする。適用可能な税制優遇措置は、工業地区における工業開発地域(Wilayah Pengembangan Industri、WPI)の種類により異なる。

- a. 先進工業開発地域(WPI Maju(以下、「WPIM」))
- b. 発展途上工業開発地域(WPI Berkembang(以下、「WPIB」))
- c. ポテンシャル I 工業開発地域(WPI Potensial I(以下、「WPIP I」))
- d. ポテンシャル II 工業開発地域(WPI Potensial II(以下、「WPIP II」))

以下は工業開発地域の種類別に適用可能な税制優遇措置である。

税制優遇措置	WPIM*	WPIB	WPIP I	WPIP II
商業生産開始から 5~15 年の間に納税義務の生じる法人税の 10~100% の減税	✓	-	-	✓
所得税優遇措置下の類似する所得税軽減措置	✓	✓	✓	-
付加価値税課税対象製品の製造に直接使用される機械設備(スペアパーツを除く)の輸入/購入にかかる付加価値税の免除	✓	✓	✓	✓
製品の製造/サービスの提供に使用される機械または原材料にかかる輸入税の免除**	✓	✓	✓	✓

\* WPIM では、法人減税措置または税制優遇措置のいずれかを選択できる場合がある。

\*\* 輸入税免除の適用期間は、工業開発地域の種類および各納税者の事業の段階(例えば、建設段階、創業準備段階)により異なる。

## BKPM マスターリスト優遇措置

BKPM は機械類および原材料の輸入に関するマスターリスト発行を通じて輸入税免除措置を提供する場合がある。輸入業者は、国税総局(DGT)の承認を得ることで、VAT、LST 及び/または第 22 条所得税の免除を受けることができる。

### 輸出を対象とした税金免除及び還付制度

製品の製造においてその全量が輸出対象である生産行為には、輸入簡易化制度(Kemudahan Impor Tujuan Ekspor、KITE)が適用され、以下の優遇措置が利用できる。

#### KITE 税免除制度(KITE Exemption)

この免除制度は、ほとんどの原材料及びサンプル品について、それに基づく完成品が輸出されることを条件に、輸入税を納付することなく、輸入することができる制度である。このような輸入では VAT 及び/または LST は徴収されない。

また、中小企業に対しては、さらに優遇措置があり、運用要件もそれほど厳しくはない。原材料だけでなく、サンプル品及び機械設備の輸入にも、輸入税の免除、並びにVAT 及び/または LST の不徴収が適用できる。

#### KITE 税還付制度(KITE Drawback)

この払戻し制度は、その後輸出される完成品の一部をなす輸入原材料の輸入時に支払われた輸入税について、払戻し請求することを認める制度である。

## 土 地・建 物(不 動 产)

### 土地・建物(不動産)税

土地・建物税(Pajak Bumi dan Bangunan、PBB)は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト(土地建物税の免除リスト)」に含まれるものは以下の通りである。

- e. 中央及び地方政府により統治目的で使われるもの
- f. 宗教、社会福祉、医療、教育と文化の分野で公共の福祉を目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- g. 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- h. 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、他の土地・建物税を課せられない国有地を構成するもの
- i. 大使館・領事館に使われるもの、ただし相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- j. 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの

土地・建物税は、地方税・地方罰則(Pajak Daerah dan Retribusi Daerah、PDRD)法により統轄される地方税の一つであり、各地方政府は、管轄地域の土地・建物税を規定するためにその地方政府規則(Peraturan Daerah、PERDA)を発行しなければならない。

地方税・地方罰則法によって規定される土地・建物税は、別個の規則により規定される以下の産業を除く、すべての土地と建物を対象とする。

- a. 林業
- b. プランテーション業
- c. 鉱物及び石炭鉱業
- d. 石油、ガス及び地熱関連産業
- e. 地方管轄地域外の国の管轄する水域に位置するその他の産業

土地・建物税(PBB)は、地方政府から発行される納税義務通知書(Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang、SPPT)に従って毎年支払う義務がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「土地・建物を所有および/または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関する土地・建物税の納税義務者と見なされる。

地方税・地方罰則(PDRD)法のもとでは、土地・建物税率は最大で 0.3%で、課税金額は、不動産課税評価額(NJOP)の非課税分を減額したあとの NJOP に税率を適用して計算される。非課税分の NJOP は最低で 1,000 万ルピアである。これらの変更はすべて地方政府規則(PERDA)を発行して行う必要がある。

### 土地・建物の権利に係る譲渡税

土地・建物の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかるみなしある利益に関して所得税が発生する。この税金は「譲渡総額(課税標準)」の 2.5%に設定されている。しかしながら、不動産開発事業を営む納税者が行った簡易ハウスと簡易アパートメントの譲渡に関しては、税率は 1%である。この税金は被譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払わなければならない。支払われる税金は全てファイナルタックスとなる。

一般的に、課税標準は、関連する土地・建物の譲渡証書および売買契約書(Perjanjian Pengikatan Jual Beli)に記載される実際の取引価額に基づく金額、または受け取るべき金額のいずれか高い方となる。ただし、政府への譲渡ではこの課税標準金額は、政府職員によって公式に関連書類に記載された金額である。政府主催のオークションの場合、譲渡総額はオークションに関連する公正証書に記載された金額である。

### **土地・建物の権利に係る取得税**

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたか又は取得した側に、不動産取得税(Bea Pengalihan Hak atas Tanah dan Bangunan, BPHTB)が発生する。不動産取得税(BPHTB)もまた、地方税・地方罰則(PDRD)規則に統括される地方税の一つである。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力を有する裁判の判決に基づく執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。

不動産取得税(BPHTB)は、課税対象取得価額(Nilai Perolehan Objek Pajak, NPOP)に基づき、NPOPは、ほとんどの場合、実際の市場取引価額、もしくは対象となる土地建物の不動産課税評価額(NJOP)のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となるNPOPから課税免除価額を差引いた金額に税率(5%)を適用した金額となる。課税免除価額は最低6,000万ルピアとなる範囲で各地方政府により決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は3億ルピア以上の範囲で各地方政府によって決定される。政府は、政府規定にて免除価額を変更できる。

不動産取得税(BPHTB)は、基本的に公証人が関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。ただし、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

公証人は、不動産取得税(BPHTB)が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

## 印 紙 稅

インドネシアにおける印紙税は、特定の書類に対して、名目価額が 10,000 ルピアに固定されている。

印紙税の課税対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、証明書、声明書又はそれに準じる文書及びそのコピー
- b. 公証証書とそのコピー及び抜粋
- c. 土地権利登記役人によって作成された土地の権利証書及びそのコピー
- d. 全ての形式及び名義による有価証券
- e. 有価証券取引文書
- f. 競売(オークション)文書(抜粋、記録、コピー及び控えの形式による)
- g. 500 万ルピアを超える金額が記載してある書類の内、金銭の受領について記述する又は負債の全部か一部かを問わず弁済若しくは清算の認知の記載を含むもの
- h. 裁判所において証拠として利用される書類

宗教又は非商業活動のみを目的とする土地及び建物の権利の譲渡に関する文書並びに政府プログラム実施に関する文書等、特定文書に対し、印紙税は課税が免除される場合があります。

## 納 税 及 び 稅 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行(Bank Persepsi)を通じて国庫へ納められ、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない(税金の種類による)。納税は一般的に、電子的手段を通じて行われる。納税申告も同様に電子的手段で行うことができる。

これらの納税・税務申告の要約は以下の通りである。

### 月次納税・税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1. 第 21/26 条所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
2. 第 23/26 条所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
3. 第 25 条所得税	翌月 15 日	翌月 20 日
4. 第 22 条所得税－税金徴収役	翌月 10 日	翌月 20 日
5. 第 4 条 2 項所得税	翌月 10 日	翌月 20 日
6. VAT と LST－課税業者	申告書提出前	翌月末日
7. VAT と LST－VAT 徴収役	税金徴収役の種類により異なる	

### 年次納税・税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1. 法人税	事業年度末から 4 ヶ月目 ただし、申告書提出前	事業年度末から 4 ヶ月目の末日
2. 個人所得税	暦年末から 3 ヶ月目の末日 ただし、申告書提出前	暦年末から 3 ヶ月目の末日
3. 土地建物税(PBB)	地方政府からの税額通知書 (SPPT) 受領日から 6 ヶ月	N/A

上記の税金の支払遅延には、適用可能な月次財務省利率に追加分を加算したレートに基づく罰則(ペナルティー)が最大 24 か月分課せられる。1 ヶ月以内(例えば、1 日)の遅れは遅延利息計算上、1 ヶ月の遅れとしてみなされる。

また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される。

申告書の種類	罰金(ルピア)
1. 月次 VAT 申告書	500,000
2. その他の月次申告書	100,000
3. 年次個人所得税申告書	100,000
4. 年次法人税申告書	1,000,000

年次所得税申告書に関して、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を、最長 2ヶ月延長することが許される場合がある。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局(DGT)に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納付しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して適用可能な月次財務省利率を乗じた罰金が過少分が支払われるまでの期間につき、最大で 24ヶ月間にわたり課される。

法定の期限までに税務申告書が提出されなかった場合、国税総局(DGT)は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から 30 日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局(DGT)はさらに公式な税務査定書を、査定額の 50%の罰金を附加して発行することができる。

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非一元化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位(支店)をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税申告を行なわなければならない。VAT 申告の一元化については、22 ページを参照のこと。

一般的に、特定の納税者を除き、税務申告書は主に電子書式を用いて準備されなければならない(電子申告、「e-tax return」)。納税申告は、(1)従来の方法(すなわち、申告書のハードコピー及びソフトコピーの管轄税務署への提出)、(2)国税総局(DGT)のウェブサイトを通じた電子申告(e-filing)、(3)アプリケーション・サービス・プロバイダーを利用した申告のいずれかを通じて行なうことができる。E-filing(電子申告)は特定の納税者への特定の税務項目を対象に義務化されている。

## 早期税金還付

下記の特定の条件を満たす納税者には、早期税金還付が認められる:

### A. ゴールデン納税者(優良納税者):

1. 納税申告書を期限内に提出していること
2. いかなる税目についても未納付税金が無いこと(ただし、割賦納付の許可を得ている未納税金、又は税務調査済みの未納税金を除く)
3. 財務諸表が公認会計士又は監査委員会により監査され、3年連続で無限定適正意見が表明されていること、及び
4. 過去直近5年間において、租税犯罪の有罪判決を受けていないこと

### B. 還付価額の小さい納税者:

1. 年次所得税申告書(Annual Income Tax Return、AITR)にて所得税還付を申請する事業活動又はフリーランス活動の実態の無い個人
2. 事業活動又はフリーランス活動の実態の有る個人のうち、年次所得税申告書にて1億ルピアを上限として所得税還付を申請する者(従来は1,000万ルピア)
3. 年次所得税申告書にて 10億ルピアを上限として所得税還付を申請する法人(従来は1億ルピア)、又は
4. VAT申告書にて10億ルピアを上限としてVAT還付を申請する課税業者(従来は1億ルピア)

### C. 低リスク課税業者

下記のいずれかの事業活動に従事する企業は低リスク課税業者であるとみなされる:

1. 輸出
2. VAT課税物品及び/又はサービスのVAT徵収役への引渡、及び/又は
3. VAT課税が免除される対象物品及び/又はサービスの引渡

関連する申告書にて還付の項目にチェックを入れることで、暫定還付を申請することができる。承認された還付の金額が申請した金額と異なる場合、納税者は別個の申請書を通じて再度、還付を申請することができる。ただし、納税者が再申請を希望しない場合は、関連する申告書の内容を訂正する必要がある。国税総局(DGT)は全ての申請者に対し、形式的及び/又は重点的な調査を行う。

暫定還付が承認された会計年度又は期間において、税務署は依然として税務調査を実施することができ、調査の結果、税金の過少納付があると認定された場合は、行政制裁の対象となる。

## 会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準(会計原則)に従って作成保持されなければならない。この点について、2018年末、財務省はインドネシア全土のインフラプロジェクトの支援を目的として、公民連携(PPP)のための会計及び税務処理に関する個別の規則を公布したことに留意されたい。

通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。国税総局(DGT)の特別承認をとって、外資企業(Penanaman Modal Asing、PMA)、外国会社の恒久的施設(PE)、その他の外国企業の子会社、海外で上場している納税者、インドネシアの会計基準書/会計原則(Standar Akuntansi Keuangan、SAK)に従って機能通貨が米ドルで財務諸表を表示する納税者は、会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約(collective investment contract、Kontrak Investasi Kolektif、KIK)は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。

国税総局(DGT)の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の3ヶ月以上前に国税総局(DGT)に提出しなければならない。(訳注: 新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から3ヶ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。)国税総局は1ヶ月以内に申請を決定する義務があり、1ヶ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与契約(Production Sharing Contract、PSC)、作業契約(Contract of Work、CoW)、または採掘事業ライセンス(Izin Usaha Pertambangan、IUP)を有する企業は、国税総局(DGT)への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の3ヶ月以上前に国税総局(DGT)に提出されなければならない。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、(ただし、PSC会社を除く)、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税については、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示しなければならない。

米ドル会計の採用が承認された企業は、国税総局(DGT)の承認に基づきルピア会計に戻ることができる。ただし、一旦そのような承認を得た場合、企業は米ドル会計を取り消してから5年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできないことがある。

## 税務調査及び税務査定書

インドネシアの税制は「自己申告」制度を探っており、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、納付・申告する必要がある。国税総局(DGT)は、その後に、税務調査、または税法規則に従って自己申告が適切になされているかの検査を実施し、その結果に従い、税務査定書(Tax Assessment)を発行することができる。

### 税務調査

企業の税務調査は、特定の税務期間(税務月)または税務年度について、特定の税金または全ての税金を対象に行われる。税務調査は、対象企業の敷地内、税務署内、もしくはその両方で実施される。

### 税務調査を誘発する状況

税金還付請求を行うと税務調査が行われることとなっている。国税総局(DGT)は還付請求について12ヶ月以内に決定を下す必要があるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間、遅くとも数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求を行うと、通常、全ての種類の税金に対する税務調査が実施される。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金に対する税務調査が実施される。国税総局(DGT)は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしている。これ以外に、国税総局(DGT)はリスク分析をもとに、税務調査の対象を選定するためのその他の基準を設定する場合がある。

また、特定の状況下において特別税務調査が実施される場合があり、一般税務調査とは異なる期間や手続に従う場合がある。

### 1ヶ月ルール

税務調査の対象となる納税者は、税務調査官から要求された書類と情報を要請日から1ヶ月以内に提供しなければならない。1ヶ月以内に要求された書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局(DGT)によるみなし利益を基礎に税務債務が決定されることがある。その書類と情報が1ヶ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日争うためにその書類と情報を使用することができない。

### 最終検討会議(クロージング・コンファレンス)

税務調査の終了段階に、税務調査官は納税者に税務調査の指摘事項を書面にて通知する。税務調査の指摘事項について合意できない場合、納税者は書面にて反論しなければならない。納税者は、最終検討会議(クロージング・コンファレンス)において税務調査の指摘事項に関する納税者の意見を改めて主張し、関連する証拠書類を提示することができる。

税務調査での指摘事項の議論の中で依然として法的根拠をめぐり争いがある場合には、納税者は、地方税務局(regional tax office)又は税務調査及び租税徵収総局(Directorate of Tax Audit and Collection)により任命された品質保証チーム(QAT)との討議を要求することができる。

税務調査官は、税務調査の指摘事項の通知に対する納税者の回答、品質保証チーム(QAT)との討議の結果や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合がある。

最終検討会議の結果は、税務調査官と納税者により署名された「最終検討会議書類」に要約される。納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。最終検討会議書類で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書の納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎となる。

## **税務調査の結了**

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書(Surat Ketetapan Pajak、Tax Assessment Letters、SKP)と税務追徴書(Surat Tagihan Pajak、Tax Collection Letters、STP)からなり、これらは最終検討会議書類に基づいている必要がある。STP は、通常 SKP でカバーされていない課徴金を徴収する法的手段として機能する。その他の特定の状況下で、STP はまた、国税総局(DGT)が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

## **税務査定書**

税務査定書は、特定の税務期間又は年度に対する特定の税金毎に発行され、基本的に次の項目を含んでいる。

- a. 要納税額
- b. 税金控除額
- c. 要納税額と税金控除額との間の正味残高(過払、差引ゼロ、または支払不足)
- d. 課徴金(遅延利息や課徴金)

## **税務査定書の種類**

税務査定書には、要納税額と税金控除額との正味残高に応じて、次の 3 種類がある。

- a. 過払税務査定書(Surat Ketetapan Pajak Lebih Bayar、SKPLB)、要納税額が税金控除額を下回る場合
- b. 支払不足税務査定書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar、SKPKB)、要納税額が税金控除額を上回る場合
- c. 無税査定書(Surat Ketetapan Pajak Nihil、SKPN)、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書(SKPKB)が発行される場合には以下の課徴金のいずれかが含まれる。

- a. 適用可能な月次の財務省利率を乗じた遅延利息に課徴金を加算した価額。ただし課徴金の適用期間は最大 24 ヶ月間である。
- b. 所得税債務では 50%追加
- c. 源泉税では 100%追加
- d. VAT と LST 債務では 100%追加

どの課徴金が課されるかは、納税者が犯した不正行為の種類で決まる。課徴金の金額は基本的に、支払不足額に料率を掛けて決定される。特に VAT の課税額査定において、複数の行政制裁の適用に起因して罰金が課せられる場合、国税総局(DGT)は価額が最も高い制裁のみを適用する。

税務調査に基づく税務査定書の発行とは別に、国税総局(DGT)は、特定の期間内に税務申告書を提出すべき警告書を無視した納税者や会計基準に従って会計帳簿を作成保持していない納税者に、職権で税務査定書を発行することができる。

## **税務査定書の支払**

税務査定書に基づく追徴納税額は当該税務査定書の発行日から 1 ヶ月以内に支払われなければならない。納税者が追徴納税額を支払わず、異議申立てに進まない場合は、追徴納税額は、物品の差押令状を使って回収される。

## **税務時効**

現行の国税総則法では、国税総局(DGT)は、2008 年以降の年度について、税務債務の発生時、税務期間(月)もしくは課税年度(その一部)の終了時から、5 年以内に、支払不足税務査定書を発行できる。

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、税務申告書及び/又は税務調査の中で適切に開示されなかつた新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、5 年以内に追加の税務査定書が発行される場合がある。追加支払不足税務査定書(Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan、SKPKBT)の発行により、要納税額に 100%の課徴金が追加される。しかしながら、国税総局(DGT)が税務調査を行い SKPKBT を発行する前に納税者の自発的な開示にもとづき SKPKBT が発行される場合は、この追徴を回避できる場合がある。

5 年以内に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。しかしながら、SKPKB は、税務上の犯罪行為に及ぶ納税者に対し、期限到来以降も、5 年を超えて発行される。

## 差押令状及び税金徴収

法律上の税務更正書が所定の期日迄に支払われなかつた場合、国税総局(DGT)は法律により納税者に差押令状(Distress Warrant)を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる。

- a. 税務追徴書(STP)
- b. 支払不足税務査定書(SKPKB)
- c. 追加支払不足税務査定書(SKPKBT)
- d. 税務異議申立決定書(納税者に追加納税を要求するもの)
- e. 税務裁判決定(判決)(納税者に追加納税を要求するもの)
- f. 訂正決定書(Correction Decision Letters)(納税者に追加納税を要求するもの)

これらに関連する納税者は、税務追徴書に記載される税金支払不足を、証書の日付から1ヶ月以内に支払うことが要求される。支払遅延に対しては適用可能な月次の財務省利率による遅延利息が期限を最大24ヶ月間として課せられる。

現行の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立、もしくは次の段階の控訴に進んだ場合は、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを、最低限支払う義務がある。

最終検討会議の中で合意しなかつた税務査定書の残りの部分は、異議申立において国税総局(DGT)が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判において納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局(DGT)は、差押え(Distress Warrant)の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足(追徴税金)が期限後の7日以内に支払われない場合、警告書(Warning Letter(Surat Teguran))が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から21日以内に支払われない場合は、差押令状(Distress Warrant(Surat Paksa))が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から48時間以内に支払われない場合は、押収命令(Confiscation Order(Surat Sita))が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から14日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から14日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

# 税務紛争及びその解決

納税者と国税総局(DGT)との間の税務紛争は、一般的に、納税者が納得できない税務査定書(SKP)が国税総局(DGT)から発行されたことにより起こる。

支払不足税務査定書(SKPKB)、追加支払不足税務査定書(SKPKBT)、税務追徴書(STP)は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかつた場合、国税総局(DGT)は差押令状を発行することができる。国税総局(DGT)が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間でさらなる税務紛争が起きる可能性がある。

税務紛争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

## 異議申立(Objections)

税務査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から3ヶ月以内に、国税総局(DGT)に対して異議申立(Keberatan)をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載し、国税総局(DGT)の税務査定書に同意しない理由を明らかにしなければならない。

国税総局(DGT)は、異議申立を受領した日から12ヶ月以内に決定を下す義務があり、12ヶ月以内に決定が下されなかつた場合、納税者側の申立が自動的に国税総局(DGT)によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局(DGT)により却下された場合に、未払税金には50%の追加課徴金が課される。しかしながら、未払税金と追加課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局(DGT)に対して提出される。異議申立の提出期限や国税総局(DGT)の決定に関する期限は源泉税についても同じである。

## 控訴(Appeals)

納税者が国税総局(DGT)の異議申立の審査決定を受諾しない場合、納税者は国税総局(DGT)の異議申立の審査決定の受領日から3ヶ月以内に税務裁判所に控訴(Banding)できる。国税総局(DGT)の異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の50%を支払わなければならない。

税務裁判所は、基本的に12ヶ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は100%の課徴金が課される。

## 税務紛争の解決のためのその他の方法

納税者の要求に従って、またはその公的な立場から国税総局(DGT)は税務査定書(SKP)、税務追徴書(STP)またはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- a. 異議申立の審査決定書
- b. 罰金の減額もしくは取消決定書
- c. 税務査定書の減額もしくは取消決定書
- d. 過払税金の早期還付決定書

国税総局(DGT)は、その提出日の 6 ヶ月以内に「修正要求」(Correction Request)に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 ヶ月以内に国税総局(DGT)から発行されない場合は、修正要求は国税総局(DGT)によって認められたものと自動的にみなされる。

「修正要求」に対する国税総局(DGT)の決定を(全部)受け入れない納税者は、国税総局(DGT)の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴える(Lawsuit/Gugatan)ことができる。差押令状の執行に関して、国税総局(DGT)に対する訴えを税務裁判所に起こすこともでき、この場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は、6 ヶ月以内に訴えについて判決を下さなければならない。

### **最高裁判所への司法審査の要求**

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力が生じる最終判決とみなされる。しかしながら、税務紛争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に司法審査要請 (Judicial Review Request, Peninjauan Kembali, PK) を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの偽証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

司法審査要請は、猶予期限内に最高裁に提出されなければならない。上記 1 及び 2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 ヶ月以内、また上記 3、4 及び 5 の条件に合致する場合は、判決が出た時点から 3 ヶ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

## 連 絡 先

私ども PwC の税務部門は、税務上のあるる問題に関して助言と支援を提供し、効率的かつ迅速に貴社の要望にお応えします。

税務に関するご質問・お問い合わせは、以下の各税務分野の専門家、またはジャパン・ビジネス・デスクにお問い合わせください。この日本語版の税務ポケットブックについてのお問い合わせは、ジャパン・ビジネス・デスクの割石、玉垣、伊藤、深澤、井上までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Suyanti Halim Runi Tusita Sophia Rengganis Any Miami Rusydina Aulianasyah	スヤンティ・ハリム ルニ・トウシタ ソフィア・レンガニス アニ・ミアミ ルシディナ・アウリアナシャ
国際税務 International Tax	Ay-Tjhung Phan Brian Arnold Gadis Nurhidayah Omar Abdulkadir Otto Sumaryoto	アイチン・ファン ブライアン・アーノルド ガディス・ヌルヒダヤ オマル・アブデュルカディル オットー・スマリオト
税務紛争解決 Dispute Resolution	Ay-Tjhung Phan Ali Widodo Anton Manik Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Turino Suyatman Adi Poernomo Mardianto Otto Sumaryoto Parluhutan Simbolon Soeryo Adjie Sutrisno Ali	アイチン・ファン アリ・ウィドド アントン・マニック アントニウス・サンヨジャヤ スヤンティ・ハリム トゥリノ・スマトマン アディ・ブルノモ マルディアント オット・スマーヨト パルフタン・シンボロン スリヨウー・アジ ストリスノ・アリ
外国人駐在員所得税 International Assignment Service (IAS)	Abdullah Azis Hisni Jesica Trinoytin Rita Susanto Lusiana Indratih	アブドゥラ・アジス ヒスニ・ジェシカ トリニヨティン リタ・スサント ルシアナ・インドラティ
投資 Inward Investment	Adi Pratikto Irene Kurniawan Atika Tumiwa Gito Arpan Linawati Migo Merry Pakpahan Narindra Krisnamurti Shanty Irawati	アディ・プラティクト イレン・クルニアワン アティカ・トウミワ ギト・アーパン リナワティ・ミゴ メリー・パクパハン ナリンドラ・クリスナムルティ シャンティ・イラワティ
買収合併 Mergers & Acquisitions	Brian Arnold Andrius Hendrik Yuliana Kurniadja Alexander Lukito Omar Abdulkadir	ブライアン・アーノルド アンドリアス・ヘンドリック ユリアナ・クミアジャジャ アレクサンダー・ルキト オマー・アブデュルカディア
給与計算アウトソーシング Payroll Outsourcing	Adi Pratikto Djumanto Lanny Wiryanto Maria Vinisia	アディ・プラティクト ジュマント ラニー・ウィリヤント マリア・ヴィニシア

移転価格 Transfer pricing	Ay-Tjhing Phan Peter Hohtoulas Ryuji Sugawara Amit Sharma Dexter Pagayonan Hasan Chandra Kianwei Chong Andrew Tanasaleh Avinash Rao Anthony Norman Christina Tjoa Edward Putera Fresnel Papia Irene Satyanagara Livia Gumulja Margaretha Herlina Maria Carissa Mariana Angela Novie Mulyono Raka Putra Tri Darsono	アイチン・ファン ピーター・ホートウーラース 菅原竜二 アミット・シャルマ デクスター・パガヨナン ハサン・チャンドラ キアンウエイ・チョン アンドリュー・タナサレ アビナッシュ・ラオ アンソニー・ノーマン クリスティナ・ジョア エドワード・プトゥラ フレスネル・パピア アイリーン・サトヤナガラ リビア・グムルジャ マーガレス・ヘルリナ マリーナ・カリッサ マリアナ・アンジェラ ノビエ・ムルヨノ ラカ・プトラ トリ・ダーソノ
付加価値税 Indirect Taxes (VAT)	Abdullah Azis	アブドウラ・アジス
関税 Customs	Enna Budiman Made Natawidnyana Adi Martanto Dara Lestari Fendy Salim Irvan Ardi Rudy Putra	エナ・ブディマン マデ・ナタウイドニヤナ アディ・マルタント ダラ・レスター フェンディ・サリム イルヴァン・アルディ ルディー・プトラ
消費財、工業製品及びサービス、テクノロジー、メディア、通信 Consumer, Industrial Products and Services & Technology, Media and Telecommunications	Ay-Tjhing Phan Abdullah Azis Ali Widodo Andrius Hendrik Anton Manik Brian Arnold Hendra Lie Yuliana Kurniadja Gadis Nurhidayah Gerardus Mahendra Hyang Augustiana Lukman Budiman Oki Octabiyanto Sujadi Lee Susetiyo Putranto Yessy Anggraini Yunita Wahadaniah Ariel Raharjo Esa Perdana Fajar Zakaria Marlina Kamal Nicholas Sugito William Christopher Angga Wardhani Bestari Santi Buddy Kurnia Desy Yanti Dewi Hartini Faris Nurhakim	アイチン・ファン アブデウラ・アジス アリ・ウイドド アンドリアス・ヘンドリック アントン・マニック ブライアン・アーノルド ヘンドラ・リー ユリアナ・クミアジャジャ ガディス・ヌルヒダヤ ゲラーデウス・マヘンドラ ヒヤン・オーガスタナ ルクマン・ブディマン オキ・オクタビヤント スジャディー・リー スセティヨ・プラント イエッシャー・アンガライニ ユニタ・ワハダニア アリエル・ハラルジョ エサ・ペルдан ファジヤル・ザカリア マルリナ・カマル ニコラス・スギト ウイリアム・クリストファー アンガ・ワルダニ ベスター・サンティ ブディー・カーニア デジー・ヤンティ デウイ・ハーティニ ファリス・ナーキニ

	Givari Dwimarendra Jacklyn Rusli Riani Fitri Shirleen Silvi Lubis Smita Adinda Sridevi Fortuna Stevanus Wishnu Vanessa Wibisono Vina Lestari William C Yuki Wong	ジバリ・ドウイマレンダ ジャクリン・ラスリ リアニ・フィトリ シャーリーン シルビー・ルビス スマタ・アディンダ スリデビ・フォーチュナ スティバヌス・ウィシュヌ バネッサ・ウビソノ ヴィナ・レスタリ ウイリアム・シー ユキ・ウォング
政府及び公共サービス Government and Public Services	Ay Tjhung Phan Adi Pratikto Hendra Lie Suyanti Halim	アイ・チン・ファン アディ・プラティクト ヘンドラ・リー <sup>1</sup> スヤンティ・ハリム
エネルギー、電力及び資源 Energy, Utilities & Resources	Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Tim Watson Turino Suyatman Alexander Lukito Omar Abdulkadir Otto Sumaryoto Raemon Utama Tjen She Siung Asshary Arbaa Rangga Aulia Wendra Mansur Fian Leonardo Vega Ramadhan Benedikta Cindy Gunawan Farisa Sagita Feiby Affel Jerry Jason Mierna Febriarti Raditya Halim Roni Andreas	アントニウス・サンヨジャヤ スヤンティ・ハリム ティム・ワトソン テウリノ・スヤトマン アレクサンダー・ルキト オマル・アブデウルカディル オット・スマルヨト ラエモン・ウタマ ティエン・シイ・シュング アッシャリ・アルバー ランガ・アウリア ウェンドラ・マンスル フィアン・レオナルド ヴェガ・ラマダハン ベネディクタ シンディー・グナワン ファリサ・サジタ フェイビー・アフェル ジェリー・ジェイソン ミアーナ・フェブリナーティ ラディーチャ・ハリム ロニ・アンドレアス
金融サービス Financial Services	Margie Margaret Yuliana Kurniadja Khairul Feriyanto Nikolas Handradjid David Gunawan Gintar Agustinus Margaretha Devina Maria Teresa Muhammad Hafid Rahma Niar Rainer Ivan	マギー・マーガレット ユリアナ・クルニアジャジャ カヒルル・フェリヤント ニコラス・ハンドラジッド デイビッド・グナワン ジンター・オーガスティナス マーガレス・デビナ マリア・テルサ ムハンマド・ハフィッド ラーマ・ニア ライナー・イファン
チャイナ・ビジネス・デスク	Toto Harsono Ding Tian	トト・ハルトノ ディング・ティアン
コリア・ビジネス・デスク	Lok Budianto Taehun Jung	ロック・ブディアント テフン・ジュン
ジャパン・ビジネス・デスク	Shunsuke Wariishi	割石俊介 shunsuke.wariishi@pwc.com
	Ryuji Sugawara (TP)	菅原竜二(移転価格担当) ryuji.sugawara@pwc.com

	Kenichi Tamagaki	玉垣謙一 kenichi.t.tamagaki@pwc.com
	Michihiro Ito	伊藤通啓 ito.michihiro@pwc.com
	Naoto Fukazawa	深澤直人 naoto.fukazawa@pwc.com
	Yuki Inoue	井上由貴 yuki.i.inoue@pwc.com
	Takafumi Nagaoka (Consulting)	長岡 貴文(コンサルティング部門) takafumi.n.nagaoka@pwc.com
	Kosuke Yamashita (Consulting)	山下浩介(コンサルティング部門) kosuke.ky.yamashita@pwc.com

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスクリーパース

WTC 3  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 29-31  
Jakarta 12920 - INDONESIA  
Telp: +62 21 5212901  
Fax: +62 21 5290 5555/5290 5050  
Email: contact.us@id.pwc.com



**PT Prima Wahana Caraka  
(a member firm of PwC network)**

WTC 3  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 29-31  
Jakarta 12920 - INDONESIA  
Telp: +62 21 5212901  
Fax: +62 21 5290 5555/5290 5050  
Email: contact.us@id.pwc.com

Pakuwon Center  
Tunjungan Plaza 5  
22<sup>nd</sup> Floor, Unit 05  
Jl. Embong Malang No. 1, 3 & 5  
Surabaya 60261 - INDONESIA  
Telp +62 31 992 45759

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

PwC Indonesia is comprised of KAP Tanudiredja, Wibisana, Rintis & Rekan, PT Prima Wahana Caraka, PT PricewaterhouseCoopers Indonesia Advisory, PT PricewaterhouseCoopers Consulting Indonesia, and Melli Darsa & Co., Advocates & Legal Consultants, each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PwC global network, which is collectively referred to as PwC Indonesia.

© 2021 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.